

第492回（定例）福崎町議会会議録

令和2年9月24日（木）
午前9時30分開会

○令和2年9月24日、第492回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第5号	12番	城谷英之	(1) 消防・防災について
			(2) 地域公共交通などについて
			(3) 特別指定区域について
			(4) 春日山周辺整備について
			(5) 今後の工業団地拡張について
			(6) 新型コロナ対策について
第6号	5番	小林博	(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関連して
			(2) 福崎駅周辺整備の引き続く課題
			(3) 契約について

- 第 7 号 6 番 石 野 光 市
- (4) 環境問題
- (1) コロナ禍のもとでの人権教育について
- (2) 小中学校の現パソコン教室について
- (3) 小中学校での 1 人 1 台端末の活用について
- (4) 青少年のボランティア活動の推進について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 14 名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 は、一般質問であります。
5 番目の質問者は、城谷英之議員であります。
質問の項目は
1、消防・防災について
2、地域公共交通などについて
3、特別指定区域について
4、春日山周辺整備について
5、今後の工業団地拡張について
6、新型コロナ対策について
以上、城谷議員。

城谷英之議員 皆さん、おはようございます。
ただいま議長の許可を頂き、議席番号 12 番城谷英之です。一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、熊本県を中心とした九州や中部地方で被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、闘病をされている方々にお見舞いを申し上げます。また、医療関係者をはじめ社会を支えるために頑張っておられる方々に敬意と感謝を申し上げます。

この 7 月は、長期にわたる梅雨前線が本州付近に停滞し、西から南に流入する大量の水蒸気が九州を中心に西日本から東日本にかけて集まり続いたことが原因で、東北地方から九州地方にかけて幅広い範囲での記録的な豪雨となった。特に 7 月 3 日から 8 日にかけては、九州地方では多数の線状降水帯が発生し、大きな被害へとつながりました。この線状降水帯はどこでもあり得ると言われております。全国的に今年は豪雨災害が多い年でありました。今年は本町では被害は少なかったものの、まだこれからくる台風被害等、まだまだ気を緩めることはできま

せん。当町には、市川をはじめ七種川等、土砂災害区域もたくさんあります。特に川すそ川、去年は床下浸水等もありました。昨日も山口議員のほうから質問されていましたが、1メートルでも長く、そして1日でも早く整備を求めています。

質問に入るんですが、コロナ禍の中、ゲリラ豪雨、この風水害を見据えて避難所の整備等はどのように進められているのでしょうか。

住民生活課長 コロナ対策の防災備蓄品としましては、6月補正をしていただきまして、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計を購入させていただいております。そのほか、以前より避難所用間仕切りを50セット備蓄しております。また、工業団地内の大王パッケージ様から間仕切り用段ボールも寄附を受けまして、備蓄品の充実を図っているところでございます。

城谷英之議員 この間仕切りなんかは少ないと思いますよ。避難所、それから公民館等々に一遍にその災害が起こるわけじゃないんですから、今170と言っていたんですか、併せて170。テレビなんかで報道されているのやったらもっと数が多いような感じに見えますんで、限られた財源の中で何が必要か、感染症対策を踏まえて進めていただきたいと思います。

豪雨のときでも、火災のときでも、いち早く駆けつけてくれるのが消防団であります。この消防団への新型コロナウイルス感染症対策についてはどのように考えておられるのか。また、マニュアル等はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 本団幹部と協議しまして、訓練時や出動時におけるマスク着用の徹底、集合時には人数を制限して距離を置くなどの措置をとっております。また、今後の年末警戒、出初め式等の行事につきましても、新型コロナウイルス感染症対策を重視した対応を本団幹部と協議してまいります。消防団独自のマニュアル作成には至っておりません。

城谷英之議員 私はこのマニュアルは絶対必要だと思いますよ。消防団本団幹部とよく協議して、2次災害につながらないように考えていただきたいと思います。コロナウイルス感染症対策、豪雨災害のとき、火災のとき、2次災害にならないように、そういうことを考えた上でのマニュアルづくり、これちょっと1回検討されたらどうでしょうか。

次に、前回も質問させていただいたんですが、この防災マップはどうなっているのか。昨年、雨水期、6月議会で質問をしてからもう1年から過ぎました。そのときの答弁は11月にできますという答弁をいただきましたが、11月というのは1年後の11月ですか。非常に私は遅いと思う。いろんなことがあって遅れていたのはよく分かるんですけども、前の防災マップと今回のこの防災マップの違いを説明していただきたいと思います。

まちづくり課長 まず、防災マップについてでございますが、このたび改訂版でございます。洪水・土砂災害編、それと今年度新しく作成いたしましたため池編、こちらともに9月17日、先週の木曜日なんですが区長文書にて各戸配布を依頼させていただいているところでございます。

続きまして、今回の防災マップが前回と違った点でございますが、今回の防災マップにつきましては、前回の防災マップに、今回、浸水想定区域の見直しなどに併せまして、福崎町防災マップ、先ほど申し上げましたように洪水・土砂災害編、こちらを改訂、また新たに地震や豪雨による決壊したため池の避難行動につながる対策として、新たに防災重点ため池の浸水想定区域を示しましたため池編、こちらについても作成をいたしました。

最初に洪水・土砂災害編の主な改訂点についてご説明申し上げます。5点ございます。

まず、1点目でございます。一番の大きな改訂点になるんですが、降雨量について改訂されております。前回、平成26年度版ですが、本川、市川でございますが、こちら100年に一度程度の発生が予想される降雨量として策定されておりました。具体的に言いますと1日の総雨量が市川では210ミリ、支川でございます七種川、西谷川などでは60年に一度程度として、1時間の総雨量を74.2ミリとして作成いたしておりました。今回の改訂版では、想定しうる最大規模の洪水にかかる区域、こちらに拡大されておりました公表いたしております。その結果、どの河川も、市川、七種川、支川合わせまして1日の総雨量を617ミリ、この617ミリという数字は1,000年に一度を上回る確率で発生するであろう雨量とされております。なお、この改訂によりまして町内の浸水想定区域、こちらが大幅に増加いたしておりますとともに、前回までは5メートル以上の浸水区域はなかったんですが、その5メートル以上の浸水が予想される区域が発生するなど、各地区の浸水想定深も深くなったものとなっております。

2点目でございます。このたびのマップには家屋倒壊等氾濫想定区域、こちらを図示しております。これは洪水発生時に家屋の流出や倒壊、こちらをもたらしような河川の氾濫が発生するおそれがある地域、それを図示したものであり、河岸の浸食によりますものと氾濫流によるもの、こちらを図示いたしております。

3点目でございますが、土砂災害特別警戒区域、こちらについても図示をいたしております。前回までは崖崩れや土石流のおそれがある区域、土砂災害警戒区域、いわゆるイエロー区域の表示のみであったものを、今回はそのイエロー区域の中で建築物に損壊が生じ、住民の方々に著しい危害が生じるおそれがある区域、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域でございますが、こちらを図示いたしております。

4点目でございます。山腹の崩壊や落石によりまして災害が発生するおそれのある山腹斜面、こちらを山腹崩壊危険区域として図示をいたしました。

同じく5点目でございますが、山腹崩壊や地滑りによって発生しました土砂、こちらが土石流となって流出、災害が発生するおそれがある溪流、こちらを崩壊土砂流出危険区域として図示をいたしております。また、マップの凡例のほうでございますが、発令される避難情報の種類や注意点について記載をさせていただくとともに、避難所に行く際の水平避難と危険が伴う場合には有効であるとよく最近言われております垂直避難などについても記載をさせていただきました。

次に、ため池編についてでございます。

このため池編は、地震や豪雨により決壊した際の避難行動につなげる対策、防災重点ため池の浸水想定区域を示したものとなっております、新たに作成をいたしましたものでございます。福崎町のため池、こちらは149か所ございまして、そのうちの96か所、こちらが防災重点ため池と呼ばれております。大雨、地震等の災害時に満水の状態、こちらで決壊して流れ出た際の浸水想定区域を示したものとなっております。ただし、この浸水想定区域の作成ですが、そちらに当たりましては上池、下池など重ね池、池が連なっているような池でございますが、その重ね池につきましては最下流の池で全ての池の貯水量が流れ出た場合として解析をしております。また、複数の池、幾らかの池の浸水想定区域が重なる部分、こちらについては最も深くなるほうを採用いたしました。ため池の老朽化や損傷の度合い、河川の氾濫や土砂災害など、こちらの同時発生については考慮しておりません。仮に、ため池が決壊いたしました際に河川の氾濫も同時に発生している、

そのような場合には、浸水深につきましてはさらに深くなるといった可能性もございます。

このため池編でございますが、先ほど説明いたしました洪水・土砂災害編、こちらと同時期に配布をさせていただきました。その関係上、住民の方々に見ていただきやすいように凡例などについては同じレイアウトにて作成しておりますが、洪水・土砂災害編との違いといたしまして、一つ目が避難所一覧表になるんですが、米印2で記載いたしております。ため池が決壊したときに浸水する可能性がある場所を赤で網がけをさせていただいております。また、ため池、こちらの役割についても表示をいたしております。避難情報の発令の表ですが、こちら米印で気象情報にかかわらず、ため池の決壊のおそれがある場合は発令することがある、そういった記載もいたしております。最後に、こんなときは要注意ということで、ため池決壊の危険性が高くなる場合について、こちらについても記載をいたしております。

以上が、今回作成、配布いたしました防災マップの主な改訂点でございます。

城谷英之議員 丁寧に説明をありがとうございました。こう時間をかけてつくっていただいたこの防災マップなんですが、町民の皆さんにどのように周知していくのか、その辺をどう考えておられるのかお尋ねします。

まちづくり課長 この防災マップの周知方法についてでございますが、まず先ほど申しましたように区長文書にて防災マップを配布させていただいております。紙にての配布となりますので、各ご家庭で見やすい場所に掲示していただけるのではないかとこのように考えております。

二つ目といたしましては、町ホームページへの掲載、こちらにつきましては、9月17日区長様に配布いたしました日と同じ日に掲載をいたしております。なお、ホームページ等は、機械等の媒体が必要にはなりますが、例えば出先などで確認していただけるのではないかとこのように考えております。併せまして兵庫県のほうにおきましても、兵庫県CGハザードマップというものがございまして、こちらにも掲載されております。町の防災マップには、先ほど言いました町のホームページと併せまして県のハザードマップ等のURLについても記載をいたしております。また、町広報ふくさきでございますが、10月号にて防災マップの改訂について掲載を予定させていただいております。商工会の会員の方々や町内の民間の介護施設などにつきましては、関係機関を通じての配布を予定させていただいております。

城谷英之議員 宍粟市のホームページなんかを見たら、非常に分かりやすい防災マップの載せ方がしてあるんですね。それも参考にしながらちょっと進めていただけたらなど。見方でもすっと見れるほうが分かりやすいし、今は皆スマホを持つとてですからスマホで確認するとか、その辺もお願いをしておきます。宍粟市では、自主防災組織の支援を2分の1、上限50万円ですけども、この内容は多分地方創生臨時交付金かなとは思われるんですけども、自主防災組織のこの防災マップづくり、我がまち防災マップづくりに補助金が出ているわけですね。

福崎町のこの防災マップができたときこそ、この地域、この地区がより密着した防災マップというものができるとは思わないかと、このように考えているわけなんですけども、別に予算を組んでいただくか、それか、うちとこの町には自立（律）のまちづくり交付金というものがあるので、その自立（律）のまちづくり交付金とかで防災、各村とか各集落、八千種地区やったら八千種地区の防災マップやね、ここの水路は危ないよとかいうような、もうちょっと子どもたちが見ても分かりやすいような、そういう防災マップをつくる、その手助けをこの自立

(律)のまちづくり交付金か、特別に予算を組んでいただけるのかよく分からないんですけど、副町長、どうですか。この自立(律)のまちづくりで使うということはどうですか。

副町長 自立(律)のまちづくりの中でそういった取り組みをされている自治会も過去にもございましたし、それは各自治会でそういった意識を高めていただく必要がまずあるかと思うんですね。そういった中でやっていただくことは十分できますし、そういったところにつきましてはどんどん支援はしていきたいと思います。

城谷英之議員 ほんまにこの防災マップができたときだからこそ、やっぱりそのきめ細かいところまで目が配れるような、そういうことの指導のほうもしていただいて、こういって使えますよと各区長さんらに言っていたらよりいいものができるんじゃないかなと、このように考えます。

この防災マップにもある土砂災害区域にある中播消防署なんですけども、この建て替えのほうはどういうような計画になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 以前より懸案事項としてありました中播消防署の老朽化に伴う建て替え等につきまして、姫路市中播消防署建替等検討委員会を設置いたしました。この委員会は構成町であります福崎町、市川町、神河町の各副町長、消防担当課職員、財政担当課職員を委員とするもので、今後この委員会をもちまして消防署建て替え等に関することを検討してまいります。近々委員会に先立ちまして、郡内3町の消防担当課職員で近年消防署の建て替えを実施しております北播磨消防署本部を視察訪問する予定としております。

城谷英之議員 もし非常時があったときに緊急車両が出動できないことも想定されるわけですから、建て替え、移転等を進めていただきたいと思います。

次に、地域公共交通についてお尋ねをします。

JR福崎駅へのアクセスの向上策として、県道甘地福崎線第二工区の工事を進めることや福崎駅田原線の都市計画の変更を進めることが非常に重要だと考えますが、進捗状況はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

技 監 私からは甘地福崎線についてご回答いたします。

駅から北へ向かう県道甘地福崎線第二工区の道路改良につきましては、今年度当初から、円滑な用地交渉のため、物件のある土地の所有者に移転先などの要望調査を行いました。交渉を重ねる中で1件の契約が成立し、全体で10件中2件の契約が完了しています。土地の無償提供をいただく予定地の所有者につきましても同様に交渉を進めています。工事を含めた事業の予定につきましては、県から平成29年度から令和3年度までの5年間と聞いております。町といたしましては、それに向け用地交渉、地元調整など、事業進捗のための協力を引き続き行ってまいります。

まちづくり課長 私のほうからは、町道福崎駅田原線、こちらの見直し計画の進捗状況についてご説明させていただきます。

この町道福崎駅田原線につきましては、本年度中の計画変更を行うべく、現在は県の担当課と協議、調整を行っているところでございます。この計画の変更には利害関係者であります地元に対する説明会や法定説明会などを行いました後に町の都市計画審議会、さらには県の都市計画審議会での審議を経るということになりますが、今回の変更区間、こちらには国道312号が関係しているため、国との協議も必要となってきました。

先ほども述べましたように、県関係課との協議については進めているところではございますが、このコロナウイルス感染症対策等によります緊急事態宣言など

で自宅勤務などが推奨されましたことにより、思うように協議の場が設定できなかったことなどもありまして、現在当初の予定どおりには進捗できていないというのが現状となっております。

城谷英之議員 そんなんも含めまして、都市計画審議会というのはやっぱり開いてもらわないと、3月に開いているんですけども、これは何でこの都市計画審議会、3月から開いてないんですか。

まちづくり課長 都市計画審議会、こちらにつきましては、町の都市計画に関する事項などを調査、審議いただくわけですが、議員おっしゃられますように直近では令和2年3月に特別指定区域などで審議をいただいております。本年度は、先ほど言いました福崎駅田原線の変更にすることや、大貫地区、工業団地関係ですが、こちらの区域区分の変更などについて審議いただく予定、こちらの都計審を開く予定としておりました。

しかしながら、先ほども述べましたように、この福崎駅田原線につきましては、なかなか新型コロナウイルス感染症対策等の影響もありまして、県との十分な協議、調整が行われていないため、現在開催して委員さんにご説明するようなことには至っておりません。なお、今後なんですけど、都市計画審議会の開催につきましては、都市計画道路でございす福崎駅田原線における県との協議、こちらが進んでまいりましたら速やかに開催をいたしまして、委員さんに説明、報告をさせていただきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 当初の計画では、この都市計画審議会、年間4回開催するということになっているんですけども、都市計画審議会の会長は6月で任期が切れとんとかうんですか。そして数名の方も定年を迎えられているということを知りたんですけども。コロナ禍の中だからというんじゃなく、ほんならコロナ禍の中だったらまちづくりは、県、国が止まっていたらうちのまちづくりはできないんですか。そうじゃないでしょ。やっぱり年間4回開催される中で、やはりいろんなことも都市計画審議会ですら上がってくるでしょうし、この議会やったて6月やりましたよ。いろんなことに配慮しながら。やっぱりこれでコロナ禍の中だから都市計画審議会を開催しないというのは僕はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけど、町長どうですか。

町長 都市計画審議会なんですけれども、予算上は年4回というような予算を置かせていただいているんだということなんですけれども、必要であれば5回でも6回でもやりますし、やはり案件がなければその4回が2回になるということもあるんだろうというように思っております。私もできることならこういった審議会を開催して、広く委員の意見を聞くという場を設けるのがいいのだろうというふうには思っておるんですけども、何せ相手は目に見えないコロナということで、今年につきましてはちょっとご勘弁をいただきたいなというふうにも思っております。

城谷英之議員 でもね町長、6月に会長の任期が切れているわけですよ。だから、理由って、その会長の任期が切れていることが理由でも開催できるわけですよ。会長不在というのは僕はおかしいと思うんですよ。だから、6月で任期が多分切れられと思うんですけど、あとその中でも何名か定年というんですか、それで代わられないといけないような事情になっている方もおられると思うんですよ。そういうことも決めながらやっていく、次、誰にお願いをするのかとかということも、やっぱりこれも協議のうちですよ。やっぱりこれはやらなあかんことですよ。

町長 任期がきているということでございまして、こういった場合に任期がきている、ちょっと1か月、2か月その後開催するというのも、そういう委員会の開催

の場合というのはないことはないんですけども、やはり任期がきておりますと、できるだけ早く委員会を開催し、新しい会長を決めるということも大事な仕事だろうと思いますので、できるだけ早く開催できるように努めていきたいというふうに思います。

城谷英之議員　ほんまに福崎町駅前、たくさんのお金を使っていて、そのコロナ禍の中だからやっぱり進められないのかとか、1か月遅れ、2か月遅れはいいですけども3か月も遅れましたよね。で4か月、5か月とこうなってきたらやね、福崎町はコロナ禍の中であれですか、まちづくりはできないんですかというようなことになってしまうのでね、できたらもう早急に進めていただきたいと、このように思います。

次に、来年度以降のふくひめ号の運行についてお尋ねをしたいと思います。

本年度についてはコロナ禍の中で公共交通にとっては非常に厳しい状況かと思われませんが、運行状況、そして姫路市との協議状況、進捗状況、それから社会実験後の来年度以降、運行していくのか否かを決定する時期などはいつになっておるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長　このふくひめ号につきましては、トヨタ・モビリティ基金、こちらを活用させていただきまして、令和元年10月より運行社会実験を実施させていただいております。その姫路市との連携コミバスのふくひめ号も今年度2年目を迎えることとなりました。この運行開始後につきましては利用者増、こちらを目指しまして運行ルートでありますとかダイヤの変更、またアンケートの実施などを行ってきたところでございます。

議員おっしゃいますように新型コロナ、こちらの影響もございまして、目標といたします乗車人数、こちらには達してはいないんですが、町といたしまして企業の雇用でありますとか障害者の就業支援の促進など、このふくひめ号の果たすべき役割は大きく、来年度以降につきましても継続運行をしていけたらなというふうには考えております。

しかしながら、このトヨタ・モビリティ基金、こちらの助成は2年間となっております。令和3年度、来年度からはその継続運行には新たな財源の確保、こちらが必要となってまいります。この財源につきましては、利用者の方から頂きます運賃収入でありますとか、国の公共交通維持確保補助金の活用などを計画いたしております。ただ、それでは賄えませんので、福崎町及び連携しております姫路市の負担が発生することとなってきます。この姫路市との負担割合につきましては、現在調整中となっておりますが、年内には決めていただきたいと思います。この運行継続の決定も年内には決定していきたいというふうに考えております。

城谷英之議員　私も姫路市のほうへ行ってみまして、道路局長と少しお話をさせていただきましたが、非常に前向きに考えておられると。福崎町単独でこれやっていくということになったら非常に難しいということももちろん分かっておられますし、姫路市にとって溝口駅、そして今回、船津連合自治会もその中へ入られたんやね。だから、そういうことも含めて姫路市もやや乗る気でええ感触やったと思うんですけども、できれば継続という方向でよろしく願いいたします。

次に、サルビア号の利用をした溝口駅へのアクセスについてですが、福崎町にはJRの駅が福崎駅しかないが、南田原地区や大貫、八千種地区、高橋地区、南大貫地区など、生活圏として溝口駅のほうが近いため、そちらを利用する方が多い。特に溝口駅には高校生の通学送迎が非常に多いと思われる。福崎町民で溝口駅を利用されている人はどれぐらいいるのかお尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長　国土交通省が公表しております溝口駅の1日の乗降客数は平成30年で3,4

52人で、実利用者ということになりますとその半分ということになりますので、1,726人の方が溝口駅のほうを利用されているというような計算とはなりません。そのうち、福崎町民の方が何人利用されているかということでございますけれども、そこまでの、その人数までの調査をいたしましたデータがございませんので、詳細な人数については分かってはおりません。

城谷英之議員 迎えに行くほうはちょっと非常に時間もばらばらで難しいんですけど、朝7時に通学・通勤に、7時10分やったですかね、その電車に乗られる方が非常に多い、そのように思います。これもしサルビア号を1便増やしたらどれぐらいの費用がかかるのかお尋ねをします。

健康福祉課長 今、運行事業者のほうでやってもらっております運行事業者のほうに確認をいたしましたところ、現行の車両を使用するということで、平日運行で朝1便の運行をした場合ということで、年間で約80万円程度の費用が必要ではないかというようなことで聞いております。

城谷英之議員 この溝口駅の送迎とかはできないんでしょうか。検討できないんでしょうか。

健康福祉課長 播但線の時刻に合わせたということでの朝1便程度の運行ということになろうかと思いますが、現在自家用車で送られている方につきましては、玄関を出てから10分、15分ぐらいでは溝口駅のほうまで行かれるんじゃないかというふうに思います。サルビア号を利用するということになりますと、バス停までの時間、それから降りてからの駅までの時間ということでその時間の倍程度をみていただく必要があるのではないかというふうには考えます。そういった条件の中で、利用者の方のニーズ等も踏まえた上で考えていきたいというふうには思っております。

城谷英之議員 それはそうかもしれないのですが、それは子どもたちの意見であって、親御さんなんかやったら片道15分、15分やったら朝の一番忙しいときに30分送迎にとられるわけですね。もちろんこのアンケートというか、どれぐらいの人数が大体乗られているのかということ、やっぱり区長会さんか八千種区長会でも田原区長会でも1回聞いていただいて、どれぐらいの、料金も福崎駅と溝口駅、僕らも溝口駅を利用しますから、やっぱり料金が違うわけですよ。時間も違うし料金も違う。それならわざわざ八千種の人が福崎駅まで行って姫路へは行かないでしょ。だから、そういうことも踏まえて、福崎駅、福崎駅って、そりゃ福崎町には福崎駅しかないんですけども、でもやっぱり八千種地区、南田原地区はやっぱり溝口駅を利用しているんですから、やっぱりその辺も考慮して考えて、何かの手段を、もう八千種の人ね、もうすぐ福崎駅、福崎駅って、八千種のことは一つもやってくれへんと、このような声もよく聞くんです。

だから、その辺も踏まえて、やっぱりアンケートをとるということは町が前向きにそっちに向かっているとか、そういう皆さんの意見を聞いているとかということなんで、だから区長会にも1回お願いして、そういうアンケートを1回とってもらって、区長会さんからのほうがよう答えも返ってきますわ。いや要らんのやという意見も多いかもしれへんしね、今課長が言われたように。ただ、課長が言われたのは僕は何の根拠、アンケートもとっていない、何の根拠もないのにそういうことがよく言えるなという感じはします。何せ八千種は放っておかれているという、大貫地区はほっとかかれている、こういうふうに思われているんですから。だから、それに対してやっぱりアンケートをとるとか、きちっとした形の中で進めていただきたいと。

また、このサルビア号だけにとらわれず、例えばふくひめ号を使えば、これふくひめ号を使ったら多分単価は下がるはずなんです。今80万円と言われました

けども、80万円が半分ぐらいになる可能性もあるんです。だから、その辺もやっぱり検討していただきたい。

次に、特別指定区域についてお尋ねをします。

本町では、市街化調整区域全体で県の特別指定区域制度を活用した土地利用を行っております。本年4月からは県下で初めて特別指定区域の農地取得要件緩和制度を導入されたと思いますが、特別指定区域制度と農地取得要件緩和制度について説明をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 まず、私のほうからでございますが、特別指定区域制度のご説明をさせていただきます。

この特別指定区域ですが、市街化調整区域では自然環境や農林業の生産環境の保全と無秩序な市街化を防止するために開発の抑制などが行われております。一方で、厳しい建築制限が行われてきたことによりまして、その人口減少や産業の衰退なども生じてきている地域も見受けられる、そのような状態になってきております。このような市街化調整区域の課題に対応いたしますために創設されたのが特別区域制度でございます。この制度は、地域がその地域の課題を解決し、将来像を描く土地利用計画、これはおおむね10年後を目標とするとなっておりますが、この土地利用計画を作成いたしました後に町から申出を行いまして、県が特別指定区域を指定し、計画に沿ったまちづくりを実現していくといったような施策でございます。

この地域の実情に合った建物、建築物が建てられますようにこの特別指定区域には九つのメニューがございまして、その一例でございますが、地縁者や新規居住の方々が住宅緩和、こちらにつきましては地域活力再生等区域がございます。一方、既存事業所の拡張や既存工場の用途変更などに対応するのは工場等誘導区域といったメニューがございます。現在福崎町におきましては、27地区におきまして特別指定区域がございます。

農林振興課長 農地取得要件の緩和制度について説明させていただきます。

先ほどの特別指定区域制度に係ります住宅敷地の面積が500平米以下となっております。そのため、500平米を超える農地の処分につきましては、分筆後の残りの農地について取得予定者が農地取得要件であります3,000平米をクリアできないために、管理が十分にできないとか、売買契約そのものが成立しないというようなことがございました。そこで特別指定区域で住宅用地を取得する場合に、残地が農地であっても、その取得要件を緩和しまして住宅の隣接地、または近接する農地を建築主自らが取得して管理ができるようにしたものであります。

城谷英之議員 この特別指定区域制度の周知方法として広報、ホームページへの掲載は実施されていると思うのですが、その他の施策としてはどういったことを実施されているのか。また、どういった施策を実施したいと考えておられるのかお尋ねをします。

まちづくり課長 周知方法といたしましては、議員ご指摘のとおり町のホームページなどに掲載させていただきますとともに、変更が生じた場合、その都度広報にてお知らせをいたしております。また、この特定区域ですが、特別指定区域の上の特定区域でございますが、そちらが制定された際には各自治会にもお知らせをさせていただいております。また、過去にはでございますが、自治会からの要請などによりましてそういったことも説明会を開催したといったケースもございます。

城谷英之議員 制度開始後、5か月を経過しているわけですけど、町民さんの反応及びその実績はどのようになっているのかお尋ねします。

まちづくり課長 農地取得要件緩和制度の概要でございますが、現在のところ、地縁者住宅では2件につきまして許可されております。なお、現在相談中のものは2件ございます。

城谷英之議員 この新規居住者住宅地域でも同様の緩和を行っていると思うが、空き家の活用も含めて町内全域でも進め、移住促進を進めていく必要があると思うがどうでしょうか。

まちづくり課長 議員おっしゃいますように、この移住促進対策といたしまして、新規居住者住宅区域等の設定につきましては、非常に重要な施策であるというふうに考えております。

城谷英之議員 町として、この市街化調整区域の活性化を図る施策はどのようなことを考えているのかお尋ねをします。

まちづくり課長 この市街化調整区域におけます活性化施策でございますが、先ほどから議員もおっしゃられていますこの特別指定区域制度、それから農地取得要件緩和制度などは非常に有効な手段であるというふうに考えております。

城谷英之議員 市街化調整区域の見直しから数年がたち、各村の土地等の考え方も違ってきていると思います。各村を回り、特別指定区域の見直しをしていただきたいのですがどう思われますか。

まちづくり課長 この特別指定区域ですが、福崎町では平成26年から平成28年にかけて土地利用計画、基本計画の改定を行いまして、平成28年度には11地区においてこの特別指定区域の見直しを行っております。また、その後も引き続きまして兵庫県と協議をさせていただきながら、特別指定区域の見直しを行ってまいりました。この特別指定区域の活用は先ほども申しましたように市街化調整区域の活力維持と地域の活性化のため、非常に有効な手段というふうに認識しております。今後にも必要に応じまして県との協議は行いながらではございますが、変更、見直しに努めていきたいというふうには考えております。

この特別指定区域を見直すに当たりまして、集落に伺わせていただいた上、意見交換を行う、このことについては非常に有意義なことだというふうに思っております。しかし、現在国におきまして一部制度内容の改正を行っているというふうなお話も聞いております。地区との意見交換会等の実施につきましては、これら国等の状況を見ながら必要に応じまして区長様と調整を行っていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 本当にお願いしますよ。これ3月に都市計画審議会で町長が各集落を回らせますと、このように都市計画審議会で行われた。それができていないから都市計画審議会ができていないのかなと。もちろん制度の見直し等々があるんでしょうけども、やっぱりその地区地区を回っていただいたらいろんな意見、いろんな要望とかも聞けますし、できたらそういうように進めていただきたい。私とこの村なんかやったら、今年6月にですかね、総会を開いて、村入りに30万円要るんですよ、うち。よその地区から入ってくるのに。だからその制度も見直そうやないかということで、もうそれもゼロ。地縁者住宅というか、娘さんが近くに家を建てたら10万円要るんです。それももうなくそうやないかと。だから、今福崎町の中でもいろんなことがこう変わっていきよんですね。だから、町長が言われたようにやっぱり地域を回って、地域のほんまに声を聞いて、その市街化調整区域、その調整区域の在り方というか、どういう計画をされているのかということをやっぱり聞いていただきたいとほんまに思うんで、課長よろしくお願いしますね。

次に、今後の工業団地の拡張について、拡張工事を行っている東部工業団地の進出企業、これはどのようになっているのかお尋ねをします。

公営企業管理者 優先交渉権を付与しました２社とは継続して協議を行っているところでございます。２ヘクタールの区画を希望されているＡ社でございますが、これにつきましては新型コロナウイルスが業績にどのような影響を与えるか不透明な中、社内での稟議に時間を要しておると聞いておる状況でございます。もう一方、１．２ヘクタールの区画を希望されているＢ社につきましては、銀行と融資についての協議中でございます。引き続き仮契約の締結に向けまして協議を行ってまいります。

城谷英之議員 東部工業団地はそういうような状況で、今後、西部工業団地についても工場建て替え等の時期が迫り、工業団地拡張を望む声が非常に大きいと聞いております。敷地拡張ができない場合は最悪本町から移転をせざるを得ない企業も出てくる可能性もあります。また、新たな企業進出を促し、安定した財源確保を進めていくことは本町の持続的な発展に向けての非常に重要と思われる東部工業団地拡張後の福崎町の施策として、工業団地の拡張施策はどのように考えておられるのかお尋ねをします。

まちづくり課長 平成２９年度でございますが、国の官民連携基盤整備推進支援事業というのがございまして、そちらによりましてこの西部工業団地と中国縦貫自動車道の間でございますが、その山林を造成することにより、この工業団地の拡大ができないかといったような検討を行った経緯がございます。しかしながら、山林が急峻で、事業としてなかなか、採算性の問題もありまして、造成工事を実施するのは困難という結論に至っております。

工業団地の拡張につきましては、非常に重要な課題だというふうには認識しております。先ほど申しました支援事業により策定いたしました成果品、こちらにつきましても町が保有しておりますので、それらを有効に活用させていただきながら新たな施策等について検討は進めていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 西部工業団地については、国の補助を受け、ボーリング調査も実施していたと思うのですが、この山の開発を行うのか、町だけにとらわれず姫路市と協議しながら姫路市方面への土地の確保を検討することはできないのかお尋ねをします。

まちづくり課長 先ほど申しました官民連携基盤整備推進支援事業、こちらにおきまして議員おっしゃられますようにアクセス道路の概略設計でありますとか、交通量調査、ボーリング調査などは実施いたしております。議員ご指摘の場所でございますが、恐らくでございますが、檜谷公園の西側付近、こちらのことではないかと思われます。確かにご指摘の箇所につきましては、平成２９年度に検討いたしました北側の山林造成、こちらに比べ山林もなだらかでございますので、姫路市側の農地が有効に活用できれば事業化することも可能となってくるかもしれないとは考えております。

しかしながら、こちらの姫路市側につきましては、市街化調整区域でもございますので、当該農地も農振農用地となっております。これは姫路市側におきまして手続を進めていただかないと実現は困難となってまいります。今後、具体的な検討を含めまして、姫路市の意向についても聞いていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 この話を進めていく中、もしあれでしたら、仮に工業用水というんですか、それと下水のほうは、これもし仮に福崎町で対応すると言ったら、これはできるんでしょうか。

公営企業管理者 今の西部工業団地が姫路市側に拡張が実現した場合でございますが、上水道、工業用水道、それと下水道ともに姫路市側からの協議をいただければ対応は可能と考えております。

城谷英之議員 この工業団地の拡張は福崎町にとって、これから生き残っていく、町単独で生き残っていくためにも必ず必要だと思うんですね。姫路市のほうへちょっとお伺いしたときにその話も聞いたんですが、姫路市の計画には全く上がっていないと。だから、やっぱりそういうお金を全部福崎町が出すというのはこれはもうちょっと、やっぱりうちの財源からいったらかなり厳しいものがあるんじゃないかなとは思われるんですけども、できたら進めていっていただきたいというか、町のほうからそういうような、姫路市へアクションをかけて、うまいことなればなと思うんですけど、町長どう思われますか。

町長 工業団地の開発についてでありますけれども、雇用の確保でありますとか財源の確保、また町の活力の維持といった面からもよい影響が考えられますので、前向きに検討していく課題だなというように思います。ただ、今の話で姫路市さんのほうにということ、姫路市さんのほうに工場用地が建設されるということになりますと、税金の大部分は姫路市にいくというようなことになります。ただ、下水とか工業用水とかそちらの分には収入が入ってくるということにはなるんですけども、やはり大事なのはやっぱり福崎町の企業さんが大事ですので、余裕のある範囲で協議をさせていただくということになるのかなというように思います。

城谷英之議員 次に、春日山の整備についてなんですけども、森林山村の多面的機能、これ何回も私質問しているんですけども、どういう事業なのか。また、福崎町で事業を行っていくことができるのか。前にも質問したんですが、福崎町の山を守っていないのかお尋ねをします。

農林振興課長 住民参画型の里山林の再生等を行う事業というふうになっております。事業名は住民参画型里山林再生事業といいまして、森林山村多面的機能発揮対策交付金で国8分の6、緑化交付金で県8分の1、市町支援金8分の1で補助金が交付されます。兵庫県森林組合連合会が地域協議会として事務に当たりますけれども、市町や県民センターも支援、指導を行っております。

それから、対象となる森林の条件は、森林経営計画が策定されていない0.1ヘクタール以上の森林であること。対象となる組織は構成員が最低3名以上必要となります。また、活動する範囲の森林所有者と最低3年間の協定を締結することが必要となっております。春日山周辺整備におきましては、現在別の事業であります県の住民参加型森林整備が採択されまして、小飯盛山を中心に里山の防災機能を高めるための活動が3年間行われる予定となっております。

森林山村多面的機能発揮対策交付金の事業につきましては、最終年の令和4年に準備をされてはどうかというふうに考えております。また、福崎町の山を守ることはできないかという問いですけれども、地元のボランティア活動も大変重要ですが、それだけでは賄いきれないと思っております。既存の森林整備関係の補助金や交付金、また森林環境譲与税の活用も必要になると思っておりますけれども、何よりも地域の皆様方や森林所有者の理解と行動が必要不可欠と考えております。

城谷英之議員 そんなのも含めて、やっぱり農林振興課がその指導をね、やっぱりこういう、令和4年って今言われましたけども、とるためにはこういう方向性に向かっていきなさいよというような指導をしてもらわないとやっぱりいけないと思うので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

次に、今後の春日山の整備計画について詳しく教えていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

農林振興課長 今年度は遊歩道の草刈り、それから遊歩道の拡幅の整備、山頂整備、それから

案内看板2基の設置を予定しております。今後は皆様方が訪れたり眺めたりして春日山城の歴史や地域に根づいた里山として親しまれるような整備に着手すべきものと考えております。春日山を考える研究会でも休憩所や山頂部分にのぼりの設置、LEDの装飾やデジタルマッピングなど、いろいろなアイデアが出ているところであります。地元の意見をできる限り取り入れて、整備後の維持管理も含めて検討していきたいと考えております。また、地元の研究会につきましては10月に開催するというふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

城谷英之議員 この整備計画の進捗状況はどのようになっているんですか、お尋ねします。

農林振興課長 山の整備計画につきましては、秋から冬にかけての実際の整備となりまして、今は準備段階ということになっております。また、案内看板につきましては、デザイン等は今考えているところでございまして、地元の区長さんの意見も聞きながら設置場所も設定していきたいというように思っております。

城谷英之議員 では、よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお尋ねをしたいと思います。

インフルエンザ予防接種の補助金の費用は今どのぐらいかかっているのか、またこれを無料にすることはできないでしょうか、無料にするにはどれぐらい町が負担しなければならないのかお尋ねをしたいと思います。

健康福祉課長 令和元年度の実績で言いますと、高齢者65歳以上の方のインフルエンザ予防接種につきましては、対象者が5,513人に対しまして接種者は3,360人で接種者の方には一人1,500円を負担していただいております。町の負担額としましては1,337万1,000円になっております。子どものインフルエンザの予防接種につきましては、対象者2,620人に対しまして接種者は1,419人で、町は接種者一人当たり2,000円の助成を行っております。町の負担額は284万円ということで、高齢者、子ども両方合わせますと1,621万1,000円の支出ということになってございます。高齢者、子どもとも全額無料にするということになりますと、令和元年度の接種者数で計算しますと高齢者分で約388万円、子ども分で約284万円、トータルで約670万円程度がプラスアルファ必要になるというふうに思います。

城谷英之議員 高齢者の方から、町長ほんまに子育て施策にはほんまに惜しまずによくしていただいて、高齢者の方から聞くのは、わしら何の補助もあらへんがというような声をちょっと聞いたものでありますから、国からも無料にするという話、そりゃできるのかできないのか分からないのですけども、インフルエンザの予防接種の無料化はできないんでしょうか。

健康福祉課長 国におきましては、予防接種法に基づく定期接種の対象者であります65歳以上の方で、予防接種を希望をされる方を優先して接種することを呼びかけるようにと言われております。福崎町におきましては、先ほど申し上げましたけれども、高齢者の方へのインフルエンザの予防接種につきましては、年間約1,340万円程度の支出を行っております。高齢者の方への接種を優先するために、早期の接種などの接種勧奨を行ったり、接種機会を増やすなどして接種率のアップに努めていきたいというふうには考えております。

城谷英之議員 尾崎町長はこのコロナ対策について、特に子育て施策について打ち出されました。財政調整基金を使ってでも町民の安心安全のことを考えて暮らしやすい福崎町を求められていたのだなというのがよく感じられました。昨日、今日の話の中で地域創生特別交付金、これは町長のお考えがその交付金対象にぴったり合ったものと思うわけですけども、恐らくこの地域創生特別交付金、1次の締切りも非常に短かったと思うんです。各課、それから特に企画財政課におかれま

しては非常に努力をされて、その結果、あれだけたくさんの交付金が頂けたんじゃないかなと、この場を借りましてご努力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

まだまだ引き続き、このコロナウイルス感染症、福崎町としてどんどん取り組んでいかないと駄目なわけなんですけど、町長、今年に限ってこのインフルエンザの予防接種、65歳以上だけでも無料化にして、来年度のインフルエンザ予防接種の接種率アップにつなげていただくためにもどうでしょうか。町長、最後に答弁を求めまして私の一般質問を終わりたいと思いますが、どうですか。

町長 このたびの新型コロナウイルスの対応につきまして、国が特別臨時交付金を出すということでありましたですけれども、それに加えて私は1億円程度の一般財源をつぎ込んで、福崎町の住民のためにコロナ対策をしてほしいんだということを副町長や企画財政課長に申ししておりました。国の2回目の臨時交付金が幾ら当たるか分からないといった段階で6月補正をさせていただきました。結果としては、その時点では、1億円ぐらいの一般財源を追加しなければならない予算となっていたというように私は思っております。ただ、その後、コロナによって事業ができない事業というのをもたくさんありましたので、そういった減もありますので、一般財源の持ち出しはずっと助かってきているという状況でありますけれども、私の思いといたしましては、福崎町の住民さんにつきましては、一般財源をつぎ込んでもきちっと対応していきたいという思いで取り組んでまいりました。

したがいまして、コロナ対策も一旦はこれで一通りのことはさせていただいたなというようには思っていたんですけれども、今日のようなご質問をいただきました。高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合は重症化するといったことが言われております。このことを防止する上においても、インフルエンザの予防注射を高齢者の方に受けていただきたいということはしっかりと呼びかけてまいりたいと思います。また、新型コロナウイルスのワクチンがいまだ開発中でありまして、発売されていない状況を考えますと、インフルエンザ予防注射を高齢者の方に打っていただくことは重症化防止の面からいたしましても重要であろうかと思います。特に、今年につきましては、積極的に予防接種を打ってもらうためにも、先ほどご提案にありました無料化につきましては、検討はさせていただきたいというように思います。

議長 以上で、城谷英之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時39分

再開 午前10時53分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、6番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

1、新型コロナウイルス感染症対策に関連して

2、福崎駅周辺整備の引き続く課題

3、契約について

4、環境問題

以上、小林議員。

小林 博議員 議席番号5番、小林でございます。

一般質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてであります。多くの方々が触れられておるように、大変重要な課題で多くの町民の皆さんの関心事の一つであろうというふうに思います。さて、この新型コロナウイルス感染症の問題が発生してからマスクも国内生産がなかった。保健所や病院の入院ベッド数もどんどん減らされてきていた。非正規雇用の一般化による失業者の激増など、コロナ問題は新自由主義に基づく政策が国民の生活と権利に反するものであったことをあぶり出しました。半ば強制的な自主規制で国民相互を監視させるがごとき状況も生まれております。さらに、デジタル化の推進で国家権力による国民管理の推進が狙われているとすれば注意を要すると思うのであります。取りあえず今必要なのは検査、医療体制の充実、国民生活の擁護であります。

さて、そんな立場から福崎町当局についても考えてほしいという点について伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症とはどんな病気なのか。いろんな見解があることに、地方自治体といえども関心を払ってよいと思うのであります。外出規制で高齢者など、体力の衰えもまた心配をされるわけでありますので、こうした対策について福崎町独自の研究や検討があってもよろしいのではないかなと思うのであります。当局の見解をお伺いいたします。

総務課長 行動の規制緩和ということですが、人々の行動を規制するとか規制を緩和するといったことは、福崎町が単独で行うとなると非常に難しいことです。現実には、国や県の感染症対策本部の決定に従っているという状況です。町の実施する行事については、福崎町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において各課所管の様々な事業について、主に三つの密が重なる懸念があるものを中心に、原則的に中止または延期とすることを個別事業について判断してきました。まつりや歩こう大会などの大きなイベントでは、実施主体の判断に基づき中止を決定もしています。

つい先日、国や県によるイベント等の開催制限基準が緩和され、入場の人数上限が見直されました。これを受けて町のイベントの開催の目安も見直したところでございます。もちろんこの場合でも、3密を避けるソーシャルディスタンス、マスクの着用や手指消毒の実施など、ひょうごスタイルを推進することで、適切な感染症防止対策を実施した上で開催していきたいと思っています。

小林 博議員 住民の間でも、自治会ごとにそれぞれ対応が若干ずつ違って来たり、それぞれの団体やグループなどでも大変苦慮をされておるわけでありまして、その取り組み状況も活動状況も差があると思います。こういう状況であります。町当局に問合せや、それらがあつたと思うのですが、どういう状況でしょうか。

総務課長 総務課では特にそういう問合せについて聞いておるようなことはございません。

小林 博議員 教育委員会ではどうなんでしょうか。

社会教育課長 実際、行事を実施するかどうかというような判断の場所に立会いをさせていただいたこともあります。団体ではその団体の長の方がいろんな役員さん等にも確認をとりながら、実施するかどうかというようなことの判断をされております。最終的には、もしその行事によりましてクラスターが発生するなど大きな問題になってはというようなことも考慮されて中止、もしくは延期をされることが非常に多くなっているような状況でございます。

小林 博議員 自主規制がどんどんと進んで、そうして国民、町民が萎縮をしてしまうというふうなことになるのは、これもまた問題が残ろうというふうに思うわけでありまして、この点についての町当局の今後の対応方をまた考えておいてほし

いというふうに思います。

次に、（２）番で書いておりますが、コロナ対策でGIGAスクールなど、その取り組みが前倒しをして進められるということになりました。しかし、そういう中でリモートとかそういうふうなこともどんどんと言われ出しておりますが、保育や学校教育の場では、人として成長してもらうためには、やっぱり学校での対面の教育、あるいは友達同士の切磋琢磨など、こうしたことが基本ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、リモートで勉強だけを自宅でするということは、人間形成にとっては欠ける部分が出てくると思われます。人間同士接することが人間形成には大変重要なことだと思いますので、そのような形で進めたいと思っております。

小林 博議員 衛生関係など資材関係は通常でも必要であります。コロナを契機にしてこうした資材確保や施設整備も改めて前倒しで進めてはどうかと思うのでありますが、具体的な点については昨日の一般質問でもありましたけれども、もっと幅広い角度で、あるいは基本的な角度で長寿命化計画の前倒しとか様々あると思いますが、こうしたことについての取り組み方を答弁を求めます。

学校教育課長 昨日の一般質問でも自動給水栓のお話でありますとか様々ご提案をいただき、学校と協議しながらそれらについては検討して進めるところは進めたいと思っております。特別教室に対するエアコンにつきましても、この夏を迎える前に設置することができましたし、学校保健特別対策事業補助金なども有効に活用しながら整備を進めているところであります。コロナを契機ということではありますが、コロナ禍を機会に気づいた点もございますので、学校からの意見を吸い上げながら、それらについて対応していきたいと思っております。

小林 博議員 ぜひ、その立場で取り組みをしていただきたいと思います。これまでも私も一般質問等で住民の方から聞いた点などを取り上げてきましたけれども、そんな面で学校の施設整備等を急いでいただきたいと思います。

それから、今後このコロナ問題についてはどのような展開で進むか、まだ定かではありませんが、衛生資材等などの確保についてはどれぐらいの備蓄といえますか、見通しをもって取り組んでおられるのでしょうか。

学校教育課長 このたびのコロナに対しまして、具体的に言いますと中学校に対しましてはマスクの大人用が２，５００枚、小学校には小さめのマスクが３００枚、手洗い用の石けん５００ミリリットルが２００本程度、あと手指消毒用のアルコール消毒液５リットル入りが約５０本程度を備蓄しております。開封しなければ３年間もつということで、新型コロナウイルス感染の再拡大による衛生物品の枯渇に備えてどれぐらい必要かをまた見極めて、今後計画していきたいと思っております。

小林 博議員 その備蓄は例えば何か月分とか、そういう基準といえますか、そういうはかりがあるのでしょうか。

学校教育課長 基本的には、今年度につきましては来年３月まで使える分量を購入する予定にしております。４月以降、コロナ禍のその物品関係の状況も見極めながら、あまり過大に備蓄するのはいかがかと思っておりますので、適正な分量を学校との協議の中で決めていきたいと思っております。

小林 博議員 必要だといえれば一気に競争になったりしますので、この点も加味しながら進めていただきたいと思いますというふうに思います。

さて、この際ということではありますが、少人数学級の推進も進めるべきではないかというふうに思うのであります。全国的にもそうした取り組みや議論がされておるところであり、文部科学省やら各省庁の大臣等もそれを否定されてはおり

ません。そんな面で福崎町においても30人学級、あるいは緊急には5年生、6年生を今の4年生までと同じ並みに対応するということが必要ではないかというふうに思うんです。コロナが出る前でも5年生になった途端にクラスが一つ減って、もう教室いっぱいになるという、そういう状況があったわけでありますので、とりわけこの5年生、6年生については早く少人数学級への取り組みをしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

教 育 長 少人数学級については、コロナ対策はもちろんのことなんですが、それだけでなく一人一人の多様な教育的ニーズに応じた指導ができる、そしてまた学力保障の観点からもきめ細かな指導ができる、そのために学習と指導においては不可欠だと認識しております。そのため、県内の小学校の校長会は4年生までの30人学級、それから5年生、6年生の35人学級を、また同じく中学校の校長会は全て中学校35人学級に、同じく県内の各町の教育長会では5年生以上35人学級の要望を、県教委を通じて国のほうへ要望書を提出しました。

ご存じのように学級の定員については国の法律で決められています。県教委は町教委の届出によって協議には応じてくれます。しかし、財源等には応じてもらえず、町単独での負担になります。なので、今後、県に対して目的加配、先生の加配ですが、その増員を熱望していきたいと思っております。そしてまた、少人数学級については、国の法律を改正するため、国と県へ継続して粘り強く要望を根気強く上げていきたいと思っております。

当町の教育委員会としては、議会のご理解をいただきながら現在の学習支援員15名、介助員15名、そして不登校指導員2名、この確保と増員にさらにきめ細かな指導の対応に当たりたいと考えております。

小林 博議員 町独自でさらに一步、もう一步踏み込んだ形での取り組みというのは検討されたことがあるんでしょうか。これには町の財源も伴いますので、町長さんのその腹構えもいると思うわけですが、併せてお聞かせいただきたいと思います。

教 育 長 町独自の財源ということでありますが、教職員40歳の教諭で一人当たり710万円、年間で要ります。試算ですが、令和2年度、今年度全て35人学級にしますと福崎町内の小・中学校で9クラス、学級数が増えます。そして9クラスということは少なくとも9人の教員がいるわけで、9人分の710万円ということで6,300万円の金が独自でいるわけで、現在コロナへの負担ということで、今年度はちょっと断念しているところでございます。

町 長 この定員の問題なんですけれども、これは大変大きな問題だろうと思います。私が子どもの頃を思い出しますと、ちょっとよくあまり覚えていない、50人学級だったか45人学級だったか40人学級だったかというふうに思うんですけれども、それが少しずつ国の法律が変わって今の、ごめんなさい、40人定員じゃないですね、もっと多かったと思います。多分50人学級の方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、いろいろ国も財源をとって、今は40人学級ということで、1年生は35人学級という状態にしているということでありまして、これを少なくしたらどうかというご提案なんですけれども、それは少なければ少ないほうがよりきめ細かな教育ができるということは、それはそのとおりだろうとは思いますが、やはりこれも、やはり一番の問題は、言いたくはないんですが、財源のことになろうかと思えます。私もこのように国がやってやろうと言っていたいただければもろ手を挙げて賛成はさせてもらいたいですし、そのような要望はしていきたいとは思いますが、これを町の責任においてできるかといいましたら、申し訳ございませんが、もう大変困難であると言わざるを得ません。

小林 博議員 町長さんのおっしゃるのも末端の地方自治体としては分からないではありません

んが、その必要性はぜひ認識をしていただいて、教育委員会と協力をしながらその実現に向かっての努力はしていただきたいというふうに思います。

それから次に、三つ目の質問であります、学校等給食の安全管理についてであります。

コロナ禍で学校などの衛生安全管理が注目をされておるところであります。福崎町ではかねてから学校給食の異物混入などの問題が繰り返し報告をされておるところであります。解決は急務だと思うのであります。対応策はどのようにされておるのでしょうか。

学校教育課長 学校給食の異物混入につきましては、教育委員会としてもその対応について苦慮しているところであります。給食センターにおける対応としましては、日々の管理としてこれまでの異物混入に際して町への報告書に記載された改善策によって改善ができているのかを業者さん自身、確認もしていただくために、その業者さんのチェック表に項目を追加いただき、9月分から提出をいただいております。

さらに、異物混入があったときには業者に対して速やかに報告書の提出を求め改善策を確認するとともに、兵庫県学校給食・食育支援センターに異物検査と指導を依頼しております。

さらに、県が業者を指導した、その報告書の提出も県に求めています。県の学校給食・食育センター並びに兵庫県学校給食パン・米飯組合とともに業者へのさらなる指導を強化していただくように依頼をいたしました。

また、教育委員会としまして業者、現場を訪問しまして工場の現状確認、聞き取り調査、指導を行っているところであります。

小林 博議員 これが何年も前からずっと繰り返しておるということですね。この議会の一般質問の場でも、もうずっと前から問題になり、今議員じゃない方も含めて古い方もずっとこう取り上げられてきた経過があったというふうに思います。こうしたことが繰り返されるのは、若干のことは仕方がないとかいうふうな思いが教育委員会にあるんじゃないでしょうか。

学校教育課長 学校給食における食品の安全、衛生管理は一番であると考えておりますので、発生のたびに厳しく指導し、そのようにしていただくようにしてきたところであります。

小林 博議員 発生のたびに厳しく指導してきたということですが、日常的な指導、監督はどのようになっておるのでしょうか。その施設は十分な施設なのか、あるいは管理がどうなのか、その点については教育委員会の評価はどうでしょうか。

学校教育課長 先ほども申し上げましたように、独自のチェックリストは従前からつけていただいておりますが、このたびからはさらに厳しくご自身、業者さん自身がこうしますと言われたチェック項目を町のほうで追加するように指導し、そのチェック表を日々管理いただいております。

さらに、食品衛生に関しましては、年に一度福崎保健所からの現場確認も入っており、そこでの評価も合格という形で聞いております。いずれにしても、業者さん自身の、業者としての、生業とされている方のその姿勢をやっぱりきちっともっていただきたいところを給食センターとしては思っておるところであります。

小林 博議員 なかなか代わりがないとか、そんなふうなことでもって対応が甘くなっておるとすればこれは問題だというふうに思うんですよね。これだけコロナ禍の問題の中でも含めて、学校の安全というふうなこと、衛生管理ということが言われておる中でこうしたことが繰り返されておるということについては、それなりの覚悟を持った町の取り組みが要ると思うんですが、その点についてはどうなんでしょう。

うか。

学校教育課長 外注業者さんにおける異物混入が続いておるとい状況であります。給食センター、教育委員会としましては、もうこの周辺でパン・米飯していただける業者さんが限られているという中で、その業者さんしかいないという現状におきまして、その業者さんにおける指導を繰り返ししていくということをするということになります。

小林 博議員 これからも何回あっても、注意・指導をしていくということでずっと対応するわけですか。

学校教育課長 基本的には、今私どもが考えられるのはそれしかないところであります。もし、よいご意見がいただけたらありがたいと伺います。

小林 博議員 責任をこちらに投げかけられても困るんですよ。我々は、議会で質問し、あるいはチェックをし、質問する側ですね。そちら側が、提案する権利も、あるいはお金を使う権利も全部もっておられるわけですからね。それは間違えないようにしてもらいたいと思うんですよ。そちらが責任ある対応をちゃんと取られるべきだと思います。

学校教育課長 現在、先ほどから申し上げておりますそのような指導、現場確認などを含めて、7月17日に発生して以来、その後2か月間、盆前後の夏休み期間を除きまして給食は継続しておるわけでありましてけれども、7月17日以降に異物混入は発生しておりませんので、今のところこの指導等が功を奏していると考えております。

小林 博議員 いずれにしても、町の、あるいは教育委員会のしっかりとした対応が、姿勢が必要だというふうに思います。

次に移ります。このコロナ禍の中で、医療機関への通常の通院等がどんどん減って、医療機関の経営が厳しくなっておるといようなことが言われております。福崎町ではそれがどんな状況に出てきておるのでしょうか。介護保険や国民健康保険、後期高齢者保険などの回ってくるレセプト等の関係から見て、その影響はどうでしょうか。

健康福祉課長 介護サービスにつきましては、緊急事態宣言下におきましては、一部事業所が受入れを制限されたり、通所介護、デイサービスなどになりますが、こちらの感染を懸念されて利用を自粛される方もありましたが、事業所が感染症対策を徹底して受入れを継続いたしましたので、大きな影響はなかった状況ではございます。

それから、国保、後期高齢医療につきましては、療養給付の件数を昨年と比較してみますと、3月から5月につきましては、国保では85%、後期高齢では92%とどちらも少なくなっておりましたが、6月には国保、後期高齢とも昨年と同じぐらいになっております。また、町内の医療機関での受診状況を伺いますと、全般的には減少傾向は見られました。診療科や科目、受診者の年齢構成によっても減少の幅に違いがありまして、ほぼ変わらないと言われるところから、半分程度に落ち込んだというところもございましたが、最近では以前の状況に戻ってきているということですので伺っております。

小林 博議員 分かりました。医療機関の経営上の問題と、そして福崎町の各保険などの運営の問題、両方絡んでくるわけでありましてのでお聞きをしてみました。引き続き、注目をしていただいて、適正に運営をしていただきたいというふうに思います。

次に、福崎駅前周辺整備の引き続く課題という項目に移ります。

福崎駅が、ちょうど1年前に周辺整備が一通りの完成ということになりました。そういう状況であります。まだまだ引き続く課題があるということで、議会のたびに一般質問でその進捗状況をお聞きいたしております。福崎駅のバリアフリー化、エレベーターの設置を中心とするバリアフリー化については、幅広い利用

者や住民の願いであります。コロナ禍でＪＲの経営難とかということを理由にして引き伸ばしにならないように願いたいわけではありますが、この件についての進捗状況はどうでしょうか。

技 監 福崎駅のバリアフリー化は国、県、町、ＪＲ西日本がそれぞれ費用を負担いたしますが、国において令和２年度の当初予算の計上がなされなかったことから、駅周辺整備の状況やバリアフリー化の必要性を国へ直接説明することが事業化に有効な手段と考えまして、町長がこの７月に近畿運輸局長、８月には国土交通省、鉄道局長に面談いたしまして要望活動を行いました。国が駅のバリアフリー化を進める方針を出していることもありまして、その必要性は理解いただいたと思っております。誰もが訪れやすく住みやすいまちづくりの一環として、福崎駅のバリアフリー化は欠くことのできない整備であり、今後も機会あるごとに関係機関と協力して国への働きかけを含め、早期事業化に努めてまいります。

小林 博議員 この件については、町長さんも特別の上京をいただいたという報告を聞いておるところであります。どこに問題があったのか。ＪＲがやろうとしなかったのか。あるいは国に問題があったのか。その点についてはどうなのでしょう。我々は、前橋本町長時代から平成３１年、平成３２年の２年間でこれをつくっていくというふうに聞かされており、その協議をＪＲ、あるいは兵庫県、あるいは国の関係機関等と含めて協議を進めておるということでありまして、平成３１年度、令和元年度から実現するものばかりと信じており、そして町民の皆さんにもそんな話をしてきたわけではありますが、見事にそれが裏切られてしまいました。この問題点は、どこにあったというふうに考えておられますか。

技 監 問題点というご質問でございます。先ほども申しましたとおり、これについては費用負担、それぞれの機関が費用負担をして事業を進めるということでございまして、問題とは言にくいんですが、私どもが調査して聞いている範囲で、今年度、国の予算、国の負担分がついていないというところで、今年度、現在のところ事業化の見込みは立っていないという状況でございます。

これにつきましては、国がバリアフリー法に基づく基本方針に、これもこの夏に基本方針の見直し、中間見直しというのがこれも記者発表されておまして、引き続き３，０００人以上の利用がある鉄道駅につきましては、できる限り早急にバリアフリー化を行うという国全体の方針が出ているところでございます。そういうこともございますので、どこが問題というよりは、関係機関とともに、この国全体の目標に向かって町としても取り組んでいきたいと考えております。

小林 博議員 国と同時に、実施主体はＪＲだというふうに認識をしております。ＪＲがこのコロナで今年度前半収入が大変減ったというふうに報道されておまして、そんな関係でですね、ＪＲが二の足を踏むというふうなことになっては、これはもうさっぱり駄目だということになってしまいますが、ＪＲの姿勢はどうでしょうか。

技 監 ＪＲにつきましては、このバリアフリー化に関する予算は用意しているというふうに聞いているところでございまして、それ以上のことはないんですけど、ただＪＲにつきましてもコロナの影響で非常に減収ということを聞いておりますので、ＪＲについての働きかけをしていきたいと考えております。

小林 博議員 ぜひ、そうした取り組みも含めてやっていただいて、今年度ないし令和３年度には必ずそれが実現となるというふうに取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。もう技監もね、福崎町におられる間に、技監のおかげでちゃんとエレベーターがついたなというふうに後々言ってもらえるようお願いをします。

次に、信号設置などあります。

ウエルシアの店舗が姿を見せるに従いまして、住民の皆さんの期待も改めてま

た広がり、そして駅周辺整備等に対する事業の評価も、よくなってきておるのではないかというふうに感じております。それに併せて、伴って、周辺の交通安全対策ということが関心と呼んでおります。交差点など信号設置への取り組み状況はいかがでしょうか。

住民生活課長 J R 福崎駅前の信号につきましては、以前にもお答えさせていただいておりますとおり、交通量が根本的な問題となっておりまして、状況的には大きく変わっておりません。状況の変化を見ながら引き続き要望していきたいと思っています。ウエルシア開店による交通量の増加を期待しております。

小林 博議員 あの現地の状況がね、ご承知のようにカーブをしておりますので、余計に見にくくなるというふうなことも心配をされておりました、その要望がといいますか関心が非常に強くなっておるということであります。交通量がどれぐらい増えたらいいんですか。

住民生活課長 朝のピーク時に南北方向の交通量でございますが、今 480 台、それが 1.5 倍、750 台ぐらいにならないとその基準に達しないと聞いております。

小林 博議員 確か、まだ駅周辺特別委員会をやっていたときには、ピーク時の交通量で言えば南北線については基準に入っておるという報告を聞いていたと思うんですが、どうでしたか。

技 監 今、住民生活課長が申し上げた分につきましては、この基準、信号につきましてはつける基準がございまして、今、議員おっしゃったとおり必要最低限は 300 台というものがございます。一応公表されているグラフというものがあるんですけど、それで可能性が上がるその交通量というのが今の 1.5 倍、750 台になればさらに可能性が上がるというところはございます。

ただ、信号の設置につきましては、その交通量も含めて信号で停止している車と擦れ違いができる幅員が確保されているという条件があって、条件がそろってもさらに真に必要なところに信号を設置するというところがございます。商店街に入っていく県道につきまして非常に幅員が、2 車線とれていない、要するに交通だまりができないという現状がございまして、それも含めまして信号の設置には課題がまだあります。交通量も含めまして、今後の状況を見据えて、引き続き警察に要望していくような形を考えております。

小林 博議員 ぜひ、その取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

次に、県道甘地福崎線北工区の進捗状況については、先ほどの一般質問でも取り上げられました。今年度は 5 年計画の 4 年目であります。その進捗状況、筆数で言えば何分の 1 が、筆数が幾らのうち幾ら解決をしておるのか。あるいは今後の見通しはどうか。土地の無償提供の約束があるというふうにかねてよりお聞かせをいただいておりますが、その件についての取り組みはどんなふうに進んでおるのかなど、報告をいただきたいと思います。

技 監 県道甘地福崎線の道路改良事業につきましては、県から用地交渉の委託を受けておりまして、その交渉を鋭意進めておるところでございます。今年度は、既に各地権者と延べですが 23 回の交渉を行って、今年度 1 件の契約が完了しまして、全体で 10 分の 2 の契約が完了しているところでございます。土地の無償提供につきましても所有者と交渉を行っておりまして、所有者側でしていただかねばいけない所有権移転に必要な手続というものがございまして、その辺も含めて申入れを行って協議を進めているところでございます。

今後の進捗につきましては、4 年目ということもございます。県とも定期的に現状把握、その時点の現状把握と以後の進め方について調整会議を開くことにいたしました。早期の工事着手に向け、県と一丸となって今後とも取り組んでまいり

ます。

小林 博議員 一応、今年度どこまでの作業、そして来年度、最終年度どこまでというふうな、延長も含めて計画がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

技 監 用地につきましては、そこで事業をされている方もございます。そこにお住まいの方もおられます。そして共有名義の方もおられまして、公共事業ですので、それぞれの地権者の方に負担をいただいて、さらに協力していただいて進めるものでございます。その中で、今現在、一応予定としては来年度完了ということでございますが、恐らく厳しいというところもあると思います。ですが、住民の方はこの計画を待っておられる方も多いと思っておりますので、用地交渉を含め、町としましては全力で取り組んでいきたいと考えております。

計画につきましては、ちょっと明確には言いにくいんですけど、今、来年度完了ということをお願いしたんですけど、用地を買収したところで、事業はいきなり終わるということはもう絶対にございません。そういうところがありますので、見込みというのはちょっと今申し上げにくいんですが、引き続き取り組んでいきたいと思います。

小林 博議員 一般人の側から見れば、形が変わらないとどうなっているんだろうというふうな心配をされるわけでありまして、私たちはこうしていろいろとお聞きをするわけでありまして、町当局が一生懸命取り組んでいただいておりますというふうなことは分かるわけですが、やっぱり目に見えた形が期待をされておるところでありますので頑張ってくださいというふうに思います。

次に、駅田原線の見直し計画の進捗状況についても先ほど説明がありました。駅から役場、辻川界限を結び、あるいは駅を中心にした循環道路の問題とか重要な計画と認識をしております。周辺住民の生活設計にも関わることでもありますので、その取り組みについて、ぜひ町民の目に分かる形での進め方をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほど城谷議員のときの答弁にもありましたように、都市計画の変更につきましては地元の方々への住民説明会等も必要となっておりまして、そういうことを通じまして町民の方々にも今の現状等が分かっているような努力はしていきたいと思っております。

小林 博議員 これらも非常に続く重要な課題でありますので、その取り組みの推進を求めているというふうに思います。

次に、福崎町来訪者への対応であります。

駅周辺整備をやられ、そして辻川界限の取り組みも進んでおります。そんな中で最近では辻川及び駅前周辺、あるいは妖怪の、各所に置いてあるベンチ等、その周辺で多くの人たちが福崎町を訪れておられます。そんな中で、駅の会館の中におりまして、やっぱりこの町内の観光案内の問題でありますとか、様々なそんな質問が出てまいります。そんな面で案内の充実ということは常に努力をしなければならないと思います。パンフレットの整備、そしてそれらを各所にパンフレットを置いていく問題でありますとか、あるいは案内標識の整備でありますとか様々な取り組みがあると思うわけですが、引き続きこうした課題に取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 今年度、観光客の方が簡単に楽しく福崎町で周遊していただけるようにスマートフォン用の統合型観光アプリの開発を進めております。周遊ルートのナビ機能や観光地での説明、AR機能などを盛り込んだスマートフォンアプリの開発を進めておるところでございます。

小林 博議員 各所で、遊歩道や緊急歩道等の問題も含めて標識が崩れてなくなっておったり、

壊れておったり、あるいはあちこちでいろんな説明の看板がもう読めなくなっていたり、いろんなところがたくさんあります。そういうところの整備も含めて状況把握と整備計画等も進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 案内標識、それからそれに基づくそれらの施設につきまして、安全対策については十分注意をしておるんですけれども、行き届かないところも多々ございます。ご指摘がありましたら速やかに現地を確認しながら対応するように心がけたいと思っております。

小林 博議員 先ほど言いましたように、看板等も字が読めなくなったようなものもありますので、それらについてもぜひ検討方をお願いしたいというふうに思っております。

次に、遊歩道や観光施設の安全対策の問題であります。これらは特に重要な課題だと思います。ここで言っておきたいのは、七種の滝までの安全確保を優先してほしいと思うのでございます。七種の滝はもう昔から県下八景の一つとされて、そうして関西で非常に名の通ったところであり、今日でも滋賀県や奈良県、大阪、神戸、岡山、あるいは愛媛など、そうしたナンバーの車もたくさん来られるというふうな状況になっております。そこには老若男女、まさにそういう状況であります。したがって、この滝がよく知られておりますので、それを目当てに来られますので、滝までだけは安全にいけるような、岩場などでのスリップ防止とか、手すりをつけるとか、そういう対策を考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 これからの観光シーズンに備えまして、七種神社鳥居前駐車場から七種の滝までの登山道で危険箇所がないか再点検し、安全確保に努めます。まずは、簡単な補強であればこの機会に実施いたしますし、岩場など手すりが必要な箇所につきましては、来年度以降において予算確保ができ次第、対応させていただきます。七種の滝は福崎町の重要な観光スポットの一つでございまして、登山者や子ども連れの方でも気軽に訪れていただき、緑豊かな自然と歴史を感じてもらいながら山登りを体感してもらえるようなコースづくりを考えていきたいと思っております。

小林 博議員 この意見は、私個人が勝手に思いついたんじゃないしにね、自主的によく通われてあの辺の掃除やら、あるいはちょっとした整備も含めて心がけておられる方のご意見としてお聞きをしましたので、こうして紹介をしておるわけでございます。私もなるほどなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、契約問題に入りたいと思います。特に工事関係についてであります。

これはこの法令的には様々な問題があり、内容があり、それはそれとして重要であります。私は常々市民感覚、市民の常識的な観点にかなうやり方が望ましいというふうに考えております。もうそういう立場からの質問でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

入札とか契約、あるいはその後の支払いも含めて、その基本的な理念というのはどういうことになっておるのでしょうか。私は公平、公正の確保や、あるいは財政の効率的な運用も含めてこうした入札や契約方法というのは採用されておると思うのでありますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 基本的な理念は、質問議員が言われますように入札・契約制度の公平性、公正性、透明性及び競争性を確保するとともに、品質や適正な履行を確保しながら、町民、事業者の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与することだと認識をしております。

小林 博議員 分かりました。国土交通省やら、あるいは兵庫県の関連の文書を検索しても大

体そういうふうな趣旨になっておると思います。それから、そういう観点から言えば入札の仕様で契約をし、その契約の内容で着手をするということが一般的な基本というふうになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

技 監 これにつきましては、もう議員のご指摘のとおりだと思います。発注者は現場の実態に即した施工条件を明示して、適切に設計図書を作成することが求められておりまして、当初の契約内容で受注者がそのまま施工できることがやはり理想だと思います。

しかし、土木工事というのは個別に設計された多岐にわたる目的物を多種多様な現地の自然条件、あるいは環境条件のもとで施工するというような特殊性を有しております。そのため、工事の着手に当たって受注者が設計図書の照査を行うということになっていることから、疑義を明らかにした上で工事着手する必要があると考えております。

小林 博議員 着手前についても、その疑義の問題というのはあると思いますが、これは一般競争入札の場合などは特にその仕様書は天下に公表されておるわけでありまして、それをよく吟味して入札に参加すべきだというふうに私は思うわけですね。そういう意味から言えば、契約直後で変えるというのはどうもいかがかなというふうに思います。

次に、契約変更についてであります。先ほど言われますように、工事には様々な状況が付きまとうというのは、それは一般論として分かりました。どのような場合に契約変更があり得るのか。その点についてはいかがでしょうか。

技 監 建設工事請負契約書がございまして、それには条件変更等についての規定がございまして。当社発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水が現地で確認された場合や設計図書に誤謬、脱漏がある場合等もそのまま施工するのではなく、発注者と受注者がお互いに調査、確認を行った上で必要がある場合は契約変更するとされています。また、受注者は工事の施工に当たり、条件変更に該当する事実を発見したときはその旨を直ちに監督員に通知し、確認を受けなければならないとあります。さらに、土木工事共通仕様書というものがございまして、それにつきましては受注者は設計図書の照査を行うことが義務づけされております。これらのことから、条件変更等の発議は受注者から行うことと認識しております。

小林 博議員 契約変更については、福崎町財務規則にも規定があると思うのですが、この点についてはこれはどうなんでしょうか。

技 監 もちろん町の工事ですので、財務規則に基づいた契約、あるいは契約変更というものは行うものと考えております。

小林 博議員 それから、契約変更の場合、当初契約の比率とかというふうなものはあるんでしょうか、一般的な指導といいますか。どうなんでしょう。

技 監 これにつきましては、県もそうなんですけど、特に決まりはないという認識なのですが、変更見込み金額は請負代金額の30%以内というものが一般的だと思っております。ただし、変更見込み金額が請負代金額の30%を超える場合においても工事の現場の条件等によりまして、一体施工をする必要性があるということにつきましては、分離発注できないということにつきましては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金、または工期の変更を行うこととなっております。

小林 博議員 町の財務規則では、確か契約の変更等については126条であると思うのですが、これはそのとおりとして理解してよろしいですか。

技 監 財務規則に書いてある内容で行うのは、町発注の工事につきましては、それに従ってやるというのは当然のことだと思っております。

小林 博議員 取りあえず一般論としてお聞きをしております。品質管理とか工事管理についてであります。（３）のところであります。基本的に求められておる対策はどうなんでしょう。業者主導と思われない管理がいると思う。あるいは下請届の審査等とどんな内容になっておるでしょう。

技 監 土木工事の施工管理につきましては、所定の工期により品質で最低の費用で、あるいは最小の時間で施工する目標のために行う工程管理、工事に使用する材料の形状、寸法、品質、規格等が満足しているかを確認する品質管理、発注者の意図する規格、基準に対してどの程度の精度で施工されたかを管理する出来形管理及び工事の施工記録である写真管理の四つを行うことが基本となります。

町の監督員は現場に常駐することはできませんので、受注者から提出された工程表、あるいは施工計画書、資材の品質に関する資料を確認するとともに、例えばコンクリート打設前の型枠の確認、あるいは構造物の基礎部分の確認など、工事の重要な各段階において現場立会いを行いまして工事を監督しております。品質の高い公共工事を行うには、受注者により仕事をしてもらう必要があると考えております。発注者が現場を熟知して、適切な内容でタイミングのよい指示・指導がもちろん必要なんです、最も重要なのは現場を発注者、受注者が協力して作り上げる姿勢であると考えております。

それから、下請人届の審査についてのご質問がございました。下請届の審査につきましては、受注者から提出される施工計画及び下請人等通知書で行うこととなっております。建設業者は請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならないとして、一括下請負が禁止されているため、まず工事を自社施工とするか自社施工及び一部下請施工かを確認しております。再下請についても一括した請負は禁止されています。

次に、基本的に現場に常駐する現場代理人と施工上の技術上の管理をつかさどる主任技術者、または監理技術者の資格、経験等を確認しております。また、下請負がある場合は、その業者名やどの工種を幾らの費用で下請するのかを確認します。一括下請負は禁止されておりますが、元請が現場の作業をしなくても施工計画、発注者との調整、あるいは下請業者の指導などを行い、関与する場合は一括下請とはなりません。

議 長 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。
再開は１３時といたします。



休憩 午前 １１時 ５９分

再開 午後 １時 ００分



議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 契約についてのところの（４）についてお聞かせをいただきたいと思います。

企業会計における契約と執行というふうに書かせていただいております。建設関係の例規、あるいは国土交通省等が出しておりますもの等いろいろあるようですが、それなり、あるいは福崎町財務規則などは、福崎町のこの企業会計についても適用をされるのかどうか、お尋ねをいたします。

公営企業管理者 建設業法とか国土交通省が出しております通達等につきましては、会計区分に関係なく適用されるものでございます。また、財務規則でございしますが、契約につきましては、福崎町公営企業会計規程の第９７条に基づきまして、福崎町財務規則第１０４条から第１３８条、第６章の契約の部分でございまして、を準用することとなっております。それ以外につきましては、地方公営企業法施行規則に

基づきまして、福崎町公営企業会計規程を定めて会計事務を執行しているところでございます。

小林 博議員 福崎町の公共下水道事業及び工業団地造成事業は、後から福崎町の公営企業に加えられたわけですが、これは地方公営企業法の全部適用の会計というふうになっておるわけですね。その点。

公営企業管理者 全部適用としております。

小林 博議員 以下の質問から、この全部適用がよかったのかどうか、改めて検証したいというふうに思うわけであります。この会計では、計画執行、あるいは支払いまでのその権限は、全てがもう管理者の権限となっておるのではないかと思うのですが、どうなんでしょうか。取りあえずそこについて。

公営企業管理者 責任の所在でございますが、まず計画策定につきましては担当者が事業立案を行いまして、公営企業管理者の決裁を経た上で予算として議会の議決をいただいております、そういうものでございます。工事の契約でございますが、これにつきましては、発注者側の代表は公営企業管理者となりますので、執行責任を負っております。

また、支払いなどの出納関係でございますが、これにつきましては、一般行政部門では町長の支出命令に基づいて会計管理者が支払いを行っておりますが、公営企業会計におきましては公営企業管理者が支出命令を行うとともに、会計事務処理の権限を有しておりますので、会計責任の全てを負うということになります。

小林 博議員 ということは、同じところで同じ人が、同じポストで、支払いまで全部、契約段階からずっと全部やるということであります。そこで、そのチェック機能はどこにあるのか。内部チェックがあるのかどうか。一般会計でいうその出納責任者のもっておるようなそのチェック機能とか、そういうものがこの公営企業ではないのではないかというふうに思うのですが、どうなんでしょう。

公営企業管理者 チェック機能につきましては、福崎町公営企業決裁規程に基づきまして、金額に応じて課長及び私が決裁を行っておるものでございます。外部のチェック機能としましては、毎月の監査委員による出納検査によりまして収支のチェック等を行っていただいております。また、年2回の定期監査、年1回の決算審査、そして議会の決算の承認、これがございます。

小林 博議員 いずれにしても、非常にこう公営企業については管理者にその権限が付与されておるとい、そういうことになっておると思います。そういうことを前提にして、具体的に川すそ雨水幹線工事（その9）の流れはどうかということで振り返ってみたいのであります。

前段として調査、設計があるわけですが、その分についても触れなければならぬかとは思いますが、取りあえず入札があり契約をする、これは一般競争入札でありました。そうして契約をした後、業者より工法変更の申出があり、協議に入り、そうして工法を変更しての工事が開始され、そうしてその工事の中断とその工法の変更契約が8月7日同日にやられておる。変更した工事が中断をする、うまくいかないということで中断をする段階で、なぜそこで初めての変更契約となるのか。さらに工法の変更があるということで、これはまた増額ですが、その再変更契約はどういうふうになっておるのか、さっぱり分からんことばかりであります。これらが一体どういうものに基づいて、根拠に基づいてこういうふうなことがやられておるのでしょうか。

上下水道課長 工事の流れについて少し簡単に説明させていただきますと、入札につきましては、令和2年3月23日に一般競争入札で実施しておりまして、3者の応札がございました。入札の結果はご承知のとおり、藤澤工業が8,356万7,000

円で落札をしております。その翌日に同社と工事請負契約を締結し、工事がスタートをいたしました。しかし、契約後の４月６日に受注者から、契約書に基づき、設計の工法についての問題提起がありましたので、発注者、受注者間の協議を始めることにいたしました。コンサルを交えての協議を重ね、再度追加のボーリング調査を行ったりしながら、設計の工法について本当に無理があるのかどうかということを協議いたしました。その結果、最終的に７月１５日に仮設工法について変更指示を出し、８月７日に約２，４００万円の増額で変更契約を締結しております。

そして、議員言われました工事の中断の件でございますが、現場の工事につきましては、変更しました仮設工法によりまして７月３１日から工事を始めました。しかしながら、予想をはるかに上回る玉石が存在し、思うように矢板の圧入ができないといった状況になってしまいました。このような中、引き続き工事を続ければ工事費の増額要因となり得ることや工期が著しく遅れることなどが予想できたため、やむなく８日後の８月８日に一旦工事を中断したということであります。仮設工法につきましては、これ以上の工法がないため、再開始に向けて検討に苦慮いたしました。最終手段といたしまして、重機を使い、玉石を土に置き換えするという新たな補助作業を追加し、中断後１０日たった８月１８日から工事を再開しております。このような状況から、今回の工事の流れは理想からは外れているもののやむを得ない判断としてご理解をいただきたいというふうに思います。

小林 博議員 いや、もうその話は何回もお聞きをしておるわけですが、私が言っておりますのは、一般競争入札というのはもう天下に公表して入札をやりますということで、仕様書も含めてたぶん出されとると思うんです。それで入札をして、そうして落札をして契約をしたらすぐに変更の申出をしてくるというふうなことがあるならば、入札前にその業者は疑義を申し立てたり、あるいは問合せをするべきであります。それをその工法で示された仕様書で入札をしておいて、そうして落札をした後から変更の申出をやるというふうなことは、これは流れとしておかしいのではないかと思います。

それから、その今言われましたけれど、協議に入ってから、４月に協議に入っておりますが、その４月に前払金が３，３４０万円支払われております。これは例規にいう、契約金額の４０％が限界であります。それいっぱいですね、４月に請求をしてそれを払われておる。それはまだ協議を始めたばかり。そして工事の着手が７月じゃありませんか。一応の工事をやろうという方向が決まったのが７月でしょ。それなのに４月にもう前払金が４割も出ておる。しかも、変更契約を結んでから工事がやられるというのではなしに、変更した工法でもうまくいかな、その工事を一旦中断しようとしたそのときに初めてその変更契約になる。それからまた次の工法になっている。でまだ変更契約がされておるのかおらないか知らんけれども、工事は変更、変更の中で進んでいって、変更契約が後々になっていっている。このような流れが、福崎町の財務規則が適用されると今言われましたが、財務規則の１２６条にいう規定にはまっておるんですか。そのことをお聞かせいただきたいと思うんです。

上下水道課長 工事請負契約というものは、契約直後から始まっておるものでございまして、何も実際に現場で作業をすることばかりが工事ではないというふうに思っております。現場の工事が始まる前に変更契約したことは、工事全体から見れば工事途中に変更したことでありまして、これは町民常識的にも問題ないというふうに考えております。

小林 博議員 それはね、小さい変更であつたらね、またなんですが、基本的な大きな工法変

更で、しかも金額も大きな変更ですよ。これは明らかに財務規則にいう、財務規則の第126条にいうその変更該当すると思うんです。もちろん変更を認められてはおりますけれど、それは速やかに、変更の協議をして変更の方向が決まったら速やかに変更契約を締結せよというふうになっております。そうしてその変更契約の内容は第122条、第123条の規定による手続の例によるというふうになっておるんです。契約変更をやらずに、次々と莫大な支出を伴うそんな変更を次々やって、工事だけを先にやって、後から契約というふうなことは、これはもう常識ではあり得ない、正常なやり方と言えるでしょうか。財務規則にいう正常な方法、あるいは最初に言いました一般庶民の常識に合う方法と言えますか。

上下水道課長 工事の変更は指示書によって変更指示という形で出させてもらっております。その後、変更の契約を結んだという日付については、確かに中断したときと似たような日付になっておるんですけれども、その件につきましては前もって業者に変更契約書を渡して確認の上、出された日がたまたま中断の日と似通ったということでございますので、特にそのあたりについて問題はないというふうに認識しております。

小林 博議員 指示書なるもので変更の工事が、契約が後になっても、指示書で変更の工事が進められるという、その法令根拠はどこにありますか。

上下水道課長 指示書の効力につきましては、契約書第19条に、発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知をして設計図書を変更することができるというふうにされております。この通知というところが指示書として文書で書面で表したものでございます。

小林 博議員 契約書に書いてあるということですが、その法的根拠はどこにあるのかということをお聞きしております。指示書なりの。

議長。

議長 小林議員。

小林 博議員 先ほど、契約の締結から管理権限まで、管理者だということですが、福崎町のこの事務分担表に書いてありますところの、それ全てを課長が執行できる、今答弁されておりますが、できる権限になっておるんですか。

公営企業管理者 契約変更の根拠と、指示書の根拠とおっしゃいますが、これは契約書の中できちんとうたっておるものでございまして、この契約書の基づいて工事を進めておりますので、この契約書第19条で指示書により変更は可能であると。どうしても積算に時間がかかります。変更の金額をはじかないと変更契約ができませんので、まずは指示書で指示をした上で、その後に積算をして、しかるべき時期に変更するというところで、これは公に認められたものでございます。

小林 博議員 公に認められたとおっしゃいますがね、大体が、こんな契約書も工事の進め方も国土交通省がまず発行しとるもんですよ。それに合わせて県も市町村もやっておるんです。土木工事書類作成マニュアルという国土交通省の文書がありますが、そこでは指示書についても長い文書でいろいろ書かれております。大変長いのでここで読むのは時間がありますが、しかしこういう指示書で協議をして、指示書でというふうなことは書かれてはおりますが、やっぱり最初に言いました財務規則がその上に乗ってこなきやいかんと思うんですね。指示書で変更の協議が整った場合は、そこで変更契約をまず速やかに締結するというのが財務規則の趣旨だと思うんですよ。違いますか。

公営企業管理者 当然、財務規則を遵守する必要はございますが、私どももこの国土交通省が出しております工事請負契約のガイドラインに基づいて、この指示書の発行について確認をした上で行っておるものでございます。

小林 博議員 したがってその指示書そのものは否定はしませんが、しかし、指示書等に基づいて進めるにしても協議が整ったら速やかに変更契約が要ると。財務規則第123条では、契約書作成の省略ということについて三つの項目が書かれておりますが、この項目に本件は該当をしておりません。変更契約の契約書作成の省略の項目にも入っておりません。そのことを申し上げたいと思うんですが、その件については確認されておりますか。

公営企業管理者 契約変更を省略する考えはありません。指示書に基づいてきちっと契約変更を行うということで、その速やかにの解釈が若干遅れておるということで、時間がかかったことはおわびを申し上げます。

小林 博議員 現在は、2回目の変更契約が結ばれておるんですか。

上下水道課長 正確に言いますと、1回目の変更契約は工期を変更しております。2回目がこの契約の金額の変更となっておりますので、現在2回の変更が済んでいるという状態でございます。

小林 博議員 現在の工事は、もう契約書を結んでやっておるんですかということを聞いておるんです。

上下水道課長 現在、契約書はまだ結んでおりません。指示書によって対応している最中でございます。

小林 博議員 その変更金額は、現契約に照らして2,000万円は超えるだろうというふうに言われておりましたけれど、それでよろしいですね。

上下水道課長 はい、そのような解釈で結構かと思えます。

小林 博議員 この議論で明らかなように、明らかにこの公正というふうな範疇を超えておるんじゃないかと、正常な運営ということではないというふうに思うんです。したがって、やっぱりその設計の段階で、設計では2か所のボーリングというふうにあったはずですが、それを設計の段階で、調査設計の段階で2か所のボーリングをカットしている。その後からまたボーリングをやらざるを得ないということになった、そういう時点から、安く上げたい、早く1メートルでも延ばしたいというそういう意思があればというふうなことで言い逃れをされておりますが、とにかくにも、もう問題が大きいというふうに思えます。この件について反省すべきというような点はあるんですか。

公営企業管理者 今回の工事におきまして、いろいろとご指摘いただいた点、これにつきましては今後まだ工事は続きますので、十分取り入れて進めていきたいと考えております。

小林 博議員 こんなやり方を、普通の範疇にして一般化されていくということでは納得がいきません。私もこの工事は必要な工事だと思い、予算にも賛成をいたしましたし、一日も早い完成を願っております。災害防止に必要、一生懸命やっておるといえば原則を逸脱してもよいのかどうか。公共工事は全てが公共の福祉、住民の利益のためだと理解しております。公正さの確保が必要であります。ルール等基本原則は大切にすべきだというふうに考えております。管理者及び町長の答弁を求めます。

公営企業管理者 今回ご指摘いただいたことを十分に念頭に置きまして、今後の事業の執行に当たっていききたいと考えております。

町 長 原則を逸脱してもよいのかということでありますけれども、やはり現場、現場によってはいろんな現場がございますので、その現場に合った適切な工事をしていくということが一番大事なことはないかなというふうに思えます。

小林 博議員 この議論を、どういう立場で聞いておられたのか知りませんが、ちょっと残念な思いがいたします。

それでは次に、時間がないので最後の項目に入ります。

高岡・矢口地区での大型太陽光施設のその後の状況はどうなっておるのか。そのほか町内での大型太陽光施設の設置状況の確認と適正な管理がその後やられておるかどうか、全体として担当課の答弁を求めます。

まちづくり課長 まず、高岡・矢口地区での大型太陽光発電の施設計画についてでございますが、こちらにつきまして、この事業の計画は取りやめたというふうにお聞きをいたしております。

それから、次のご質問の太陽光発電施設の設置状況の確認、適正管理等でございますが、完了につきましては事業者からの完了届の提出を受け、行っております。管理に対する確認でございますが、この管理は各管理会社におきまして適正に管理すべきものと考えております。仮に管理が不十分で、近隣住民の方などより情報、通報を受けた場合には現地を確認の上、適正な指導を行ってまいります。

小林 博議員 次に、高橋地区での廃棄物の不法堆積問題への解決の取り組みをお尋ねをいたします。堆積量はどうか、法的対応策はどのように考えておるのか、既に害虫等が発生をして、付近に迷惑がかかっているというのが最近の状況のようではありますが、対策を求めます。

住民生活課長 高橋地区での産業廃棄物投棄問題につきましては、6月議会におきまして同じ質問をいただきましたので、管轄であります西播磨県民局に、より強い指導をするように求めました。県は7月6日に投棄人を呼び出し、西播磨県民局から3名、役場住民生活課から2名、議会からは民生まちづくり常任委員長であります小林議員にも同席をいただきまして会議をもちました。

その会議について、県は、平成31年春頃から指導をしているが、現場は一向に改善されない、いま一度現実的な改善計画を立ててもらい、皆にお示ししようということで集まってもらったとのことでした。投棄人は、コロナの影響もあり、収入があまりない、月に4トン車二、三台は必ず持ち出すので収入が安定するまではそれで何とかお願いしたいとの答弁でした。県は、何も改善されないより、少しでも持ち出しさせることが最善と考えまして、投棄人の申出のとおり処理計画書を書かせ、会議は終了しました。県はその後も投棄人に対し、頻繁に電話をし、現場に入る日を設定するのですが、そのたび約束は守られず2か月が経過しているところでございます。今後も県に対し、粘り強い指導を求めてまいりたいと思います。

小林 博議員 害虫問題についての答弁を求めます。

住民生活課長 害虫が発生しているということですが、役場がその処理をすべきものなのかどうかというのはちょっと疑問に思っております。

小林 博議員 もともと、もっと初期の段階で止めておればよかったと思うんですが、その点に行政の責任もあろうと思います。この点についても改めて対応を求めます。時間がないので。

町道198号線付近の問題について、道路管理上の問題、境界の確定等はやられておるのか。そうしたことでのこの状況について求めます。油の流出や廃棄物関係などの環境上の問題認識はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 町道198号線沿いの車両の集積問題でございますが、こちらは以前からご質問を受けておるものでございます。その際には町有地とその境界において双方に相違がある旨の答弁をさせていただいております。そのとき議員からは、国土調査の図面があるのだから、その図面に基づいて指導を行うべきとのご意見もいただいております。町が所有しております地籍図面等に航空写真などを重ねますと、明らかに町位置に車があることが確認できますので、所有者にもその図面を

提示しておりますが、所有者のほうからは、前所有者から譲り受けたときに、譲り受けたといいますか購入したときには、境界は道路対側の水路から4メートルというふうに聞いているとのことで、今、境界の確定には至っておりません。境界の確定に向け、測量士による境界復元の提案も行ってはきましたが、その測量費用の負担について同意がいただけていない状況でございます。

町は、昨年度、今年度と顧問弁護士にも対処方法について相談しており、9月1日でございますが、県の西播磨県民局の環境課職員が立会いのもと、現地におきまして車両の状況確認などを行っております。担当者は、所有者が整備後に売却するものであり、廃棄物ではないと言う以上、使用済み自動車の保管についての届出を提出させるような指導しかできないというような回答もいただいております。

いずれにいたしましても、町有地での不法占有の解消や保管についての届出の提出だけでは、根本的な解決にならないと考えております。所有者に対して粘り強く交渉を行っていくとともに、弁護士や県など、関係機関との協議を重ねまして根本的な問題解決に向けて今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

住民生活課長 車の油類ですが、通常、ゴムや金属で覆われておりますので、その経年劣化により漏れ出る可能性はありますが、一度にまた多量に流れ出る危険性は極めて低いと考えております。

小林 博議員 環境担当課長にしてはちょっと認識がどうかというふうに思わざるを得ません。高橋地区での問題も含めて告発等の事例も考えるべきだと思います。姫路ではそんな例もありますので、町当局の強い姿勢を求めておきたいと思います。

高橋地区での廃棄物の問題も含めて、姫路では同種の問題について市が告発をしたという新聞記事が最近ありました。福崎町もこうした例に倣って強い対応が必要ではないかというふうに思います。町道198号線については区長会要望にも掲げられていたと思うのですが、どのような対応を区長会にされるのか等も含めて、改めて強い姿勢を求めたいと思います。答弁を求めます。

町長 この廃棄物の処理の対策につきましては、これは大変難しい問題でございます。一般的に私たちが見て廃棄物だと思っても、相手の答弁によっては廃棄物でないと。これが町道198号線の問題になっております。こちらはもう廃棄物だから廃棄物として処理をしてほしいということを当事者、また県にも言うわけなんですけれども、当事者が、いやこれは部品をとっているんだと、有価物だと、そういう答弁をしますと、県は廃棄物として認定をしてくださらないわけなんです。そして、どういう解決策ができるかといいますと、最低町道敷にあるものはのけますというぐらいたくことは交渉でできるかもしれないんですが、そしたら自分の土地のところにみんな車を持って行って置いとったらええのかというようなことになりますと、もう抜本的な解決になりません。ということで、これはちょっと時間はかかるんですけれども、抜本的な解決になるような方向で頑張っていきたいというのが私の思いであります。

それから、高橋の件も、これはもう産業廃棄物であることは間違いがございます。県にもしっかりと要望をしております。県も、私、お話を聞かせていただき、またその交渉記録を見させてもいただいたんですけども、非常に丁寧に、丁寧と言ったらいいたいですか、厳しく指導はされております。その交渉記録もあります。県にもしっかりとやっつけていただいているなという思いはあるんですが、なかなか前にいっていないというのも実情であります。県とタイアップをしながら、高橋のほうもしっかりと引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

す。

小林 博議員 以上で終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、石野光市議員であります。

質問の項目は

- 1、コロナ禍のもとでの人権教育について
- 2、小中学校の現パソコン教室について
- 3、小中学校での1人1台端末の活用について
- 4、青少年のボランティア活動の推進について

以上、石野議員。

石野光市議員 議席番号6番、石野光市であります。議長の許可により、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、コロナ禍のもとでの人権教育についてであります。

今、新型コロナウイルスについて誰が感染してもおかしくないと言われていています。まだ、未解明な部分もあるようですが、感染した人が不当に非があるような捉え方は決して正しくなく、また、コロナ禍のもとで業績不振や雇い止めに遭う人々が7月以降も増えているという報道にも接しています。こうした人々が各国にあるようですが、日本では諸外国と比べてこうした苦境にある人々に対する捉え方が冷淡であるとの評価に触れ、大変残念な思いをしているものの一人であります。

先頃は、日本は災害の多い国で、ふだんから助け合いの精神が発揮されている例が多く、災害時には特に譲り合い、助け合いの姿が見られるとの評価を聞いていましたが、近年、特にこのコロナ禍のもとで、苦しい立場になった人々にさらに追い打ちをかけるようなまなざしが向けられる傾向が、国際的にみても日本で特にみられるとの評価を目にしています。振り返れば、福島での原発事故の避難者への一部とはいえ不当な対応が現れたことが報じられていたことなども教訓にすべきであります。本人に非がなくても、災害に遭遇してしまうことは自然災害だけではなくても起こり得るということでもあります。

こうしたふだん考えていなかった問題が起こったときにこそ、本当の人権教育、人権意識が試されていると考えるものであります。明日は我が身という言葉がありますが、様々な要因で苦境に陥るという場面が誰にもあり得るのであり、寛容の精神とか優しさが最も望まれるときに、ふだんの人権意識というものが試されていると思います。不注意が原因なんだというような思い込みや病気に対する恐怖心が背景にあるかとは思いますが、物事を科学的に捉え、冷静に判断する心構えが大切だと思います。

最近、学校での生活においてクラスの中でくしゃみ、せきをした子どもに小中学生がコロナと呼びかける例が一部の地域で起こっているとの報道がありました。当町では、教育長名で、根絶コロナ風評被害と題する保護者向けのプリントが学校で配布されたという取り組みはよかったと思います。感染症対策の啓発とともに、感染者やコロナ禍のもとで業績不振や雇い止め、収入減というような苦境にある人々に適切な捉え方、助言や激励が向けられるような取り組みを人権教育の一環として進められるよう、学校や社会教育の場でも望むものですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 人権教育の一環としまして、苦境にある人々に適切な捉え方や助言、激励が向けられるような取り組みを進めていくことまでは難しいかもしれませんが、国におきましては、新型コロナウイルス感染症対策分科会に偏見・差別とプライバシ

一に関するワーキンググループを設け、感染者やその家族に対する偏見や差別、心ない加害行為に関する実態を把握することで、相談窓口のさらなる活用方法や国、自治体からの普及啓発の在り方に関する中間報告をできるだけ早期にまとめる予定としております。

先ほど議員のほうからもありましたように、福崎町での普及啓発への取り組みとしましては、学校では養護教諭による感染症の正しい知識や管理職を中心に新しい生活様式の指導を継続するとともに、家庭での理解を深めるため、啓発チラシによる周知を図っているところでございます。また、住民への啓発としまして、新型コロナウイルス感染症を正しく理解するための啓発チラシ作成に他市町等と共同で取り組んでいるところでございます。

さらに、感染症に関連した人権に関する諸問題を考えていただくため、差別や偏見などの新聞報道や日本赤十字社が発信している感染症の正しい理解を広めるための教材、阪神淡路大震災の避難所における国籍による差別を乗り越えた事例などをもとに、非常時における人の心理と題した研修資料を作成しています。感染防止対策により研修機会が減少する中、7月30日に女性委員会で啓発を行っており、今後もさらなる周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

石野光市議員 今、新潟県見附市での動きが注目されています。見附市のホームページでは新型コロナウイルスについて、1、予防、2、支援、交付金等についての紹介、3、新型コロナウイルス禍のもとでの人権についての呼びかけという3本柱で新型コロナウイルスについての掲載が見られます。特に、全国的に報道でも取り上げられたのが同市の公式フェイスブック7月15日付の安心して感染したいと題する5コマの漫画であります。県外の教育委員会からも教材として使いたいというような問合せもあったと報じられていました。漫画の内容は当時市内で感染者ゼロであったもとで、最初の感染者にはなりたくない、いわゆるバッシング、うわさの対象にはなりたくない。しかし、うわさなどで人を攻撃する、傷つけるのはウイルスではなくて人だというものでした。

そうした見附市の取り組みのもとでも、東京から帰省した息子さんが帰省中の8月19日に感染が分かり、瞬く間にうわさが広がり、事実に基づかない流言飛語、風評のために全く関係がない商店や託児所などにも影響が出たことから、家族の薬局店主が新聞折り込みのチラシを先に紹介した漫画の作者のイラストレーターに依頼して作成し、1万4,000部を新聞折り込みされたということがニュース報道されたということでもあります。チラシには、薬局を営む自分の名、店の名、連絡先のメールアドレスなども明記して保健所の調査結果に基づいて感染が広がっていないことを知らせるものであったとのことです。残念な面もありますが、それだけに参考にすべき内容があるかとも思います。当町でもホームページなどにもそうした形での掲載、取り上げ方についての検討はいかがでしょうか。

社会教育課長 質問議員さんがおっしゃりますように、新型コロナウイルス感染症について正しく理解をしていただくこと、これが一番大切になってくるのではないかと考えております。そういった面からも先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスに感染した人権問題を考えていただく場面としまして作成をしました非常時における人の心理というような教材をもとに、積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

石野光市議員 それぞれの自治体で予防についての掲載と、そしてその支援策というふうなものをセットにして出しているところもあります。人権の問題として、呼びかけ、注意を行っている、三つセットでやっている例もあるというふうなことでありま

町 長 す。当町でもそうした方向での、コロナウイルスについて、その三つをセットにして呼びかけていくというふうなことについて、町長の見解はいかがでしょうか。

町 長 このコロナウイルスに感染した方に対する誹謗中傷、そういうことがよく起きているということは聞いております。兵庫県では福崎町で発生したという発表だけであったわけでなんですけれども、この件につきましても、いろんな誹謗中傷があったように聞いております。また一方、この福崎町がこういうことが起こったから、他の市町の例なんですけれども、そういったことだけは絶対にしないようにしようなどということで、地域がまとまってその感染した方を守っていこうという取り組みがなされたというような話も聞いております。いろんなやり方があるかと思いますが、いいところは取り入れてやっていったらいいのではないかなというように思います。

石野光市議員 こうした各自治体の取り組みというのはやはりそれぞれのホームページで反映されていて、本当にこう比較、検討して改善を進めていくということも、今、容易な時代になっているかとも思います。社会教育の面も含めて、教育長のお考えを少しお聞かせいただけたらと思います。

教 育 長 コロナの問題だけでなく、人権問題全てなんですけど、人ごととして考えない、そういう取り組みをふだんから行っていく、また教師自らも人ごとのような指導をしないというような指導が今後必要かと思っております。

石野光市議員 町内外に向けて、福崎町としてこのコロナウイルスの問題について予防の問題、そして支援策、交付金等の紹介、そして人権の面からこの問題についても適切な呼びかけが行われていくよう、また様々な機会を捉えて、この問題について啓発がさらに進んでいくよう願っております。先頃、8月初めでしたか、こんな形で各小中学校で児童生徒に家にもって帰るようということでプリントが配られて、大変中身的には素晴らしいものだと思いますし、こうした内容で早急にインターネットなどに、町のホームページなどについても掲載がされていくよう望むものであります。

第2の項目は、小中学校の現パソコン教室についてであります。

次年度以降、各教室への一人一台端末、いわゆるパソコンの整備によって各小中学校のパソコン教室がその役割を終えると考えられます。パソコン教室は以前からエアコンが整備されていたと聞きますが、こうした教室を各校の事情に応じて活用していく方策の検討については進んでいるのでしょうか。教育委員会と各学校との情報交換や意見交換はいかがでしょうか。

学校教育課長 現在のパソコン教室のパソコンは、平成29年度から5年間のリースとなっております。そのパソコンの中にプログラミングソフトなど、数種類のソフトがインストールされておりまして、これから新しく購入する端末での使用が可能かどうかを確認した上で、引き続き利用できるのかどうかを確認して決めていく予定にしております。

パソコン教室にはエアコンも整備しており、大いに活用したい教室であります。一人一台端末の使用が軌道に乗り、パソコン教室の使用率が下がった場合に、各学校ごとに最も最適な使用方法で活用ができるように確認している途中であります。会議室や特別支援学級など、学校によって教室の使い方が異なっております。速やかにその用途で活用ができるように準備をしていきたいと考えております。

石野光市議員 今年度は年度末までパソコン教室は使っていくということになるのでしょうか。それとも年度途中でも整備が、今、端末の充電器保管庫ですか、が整備されて、納品されたら取りあえずそれを試験的にも使っていくということになるのでしょうか。

学校教育課長 一人一台端末につきましては、できる限り早く慣れていただくということで主にはそちらのほうにシフトしていくと思いますが、パソコン教室のパソコンも、今申し上げたようにソフトが入って、現に使っております。それが移行できるかどうかというところがまずチェックポイントになりますし、様々な形での活用は考えていきたいと並行しては考えております。

石野光市議員 新年度もあつという間にきてしまうと。その移行について綿密に各学校の実情、要望等も含めて、その後の活用方策については鋭意進めていっていただきたいというふうに思います。

第3の項目は、本格的な活用は今お聞きしたところでありますが、次年度以降本格的に使っていくことになるだろうという小中学校での一人一台端末の活用についてであります。

まず、先生がパソコンの教材ソフトの内容について習熟する必要があり、教科書についても当然習熟していなければならないということになりますと、特に新任の先生の負担は極めて過重というふうに思われます。授業は一方的でなく、双方向で教師と児童生徒が進める面も大切と思いますが、先生の主体性は尊重されるべきで、このことなしには授業改善は望めないとも考えています。従来の機器を介さずに行われてきた授業の在り方についても評価すべき内容は、全部でなくとも一部でも継承されていくべきものもあると考えるものですが、いかがでしょうか。数年間で段階的に採用していく予定であったものが、コロナ禍の影響で一気に早まったという事情もあるようですが、過渡期の困難は推察されると考えます。こうした点についての考え方はいかがでしょうか。

教 育 長 二つ質問があったかと思えます。

まず、1点目です。議員の言われている内容に賛同しております。基本的に一人一台端末は学力向上のための道具であるというふうに捉えています。道具の使い方が目標になってはいけません。使うことだけでなく、教材のその狙いとか、育てたい力とか、そういう観点を一層明確にしなければならないと考えています。活用の狙いは、児童生徒の論理的な思考や筋道を立てる考え方、これを育てるための手だてであり、これまで実践してきた指導内容と同じことであり、共通しています。だから、全ての教科で毎時間活用するということは考えていません。もちろん、積極的な活用は進めますが、強制して活用することまでは考えておりません。児童生徒のその発達段階にもよりますし、単元の狙いにとっても、また教材によって従来の指導のほうが効果的であると判断すれば無理に端末を使用することは考えておりません。つまり、活用に当たって現場の学級担任や教科担任のその使命感、教育愛をさらに助長したいというふうに思っております。

議員の言われるように、従来からの機器を介さずに行ってきた授業の在り方は各それぞれ教員が日々の実践から見つけ出した教育的財産であり、共通財産なので今後も大切にしなければなりません。今は不易と流行を再認識するときでもあると思っています。その中で、教育は人なりと言われるように教員の主体性と責任感を十分尊重しながら焦らずに推進すべきだと考えております。

もう1項目ですが、これも議員言われるようにGIGAスクール構想、令和元年度から令和5年度にかけて段階的に整備していく予定でありました。それがコロナ禍もあって令和2年度中に整備するようということなので、現場は大変な状況にあると思っております。一人一台端末の活用に対して、教員の負担はその分大きくなっております。これも事実です。けれど、ある小学校の校長は、若い教員はやる気満々だというふうな頼もしいことを言ってくれているというふうに聞いております。しかし反対に、年配の教員は負担と同時に不安も大きいと思われま

す。したがって、教育委員会としては教員への研修を十分行い、不安と負担を少しでも軽減して授業支援ソフトを導入することなど、できる限り現場の支援を行っていきたいと思っております。

石野光市議員 以前の計画のような形で、高学年で取りあえず入れて順次低学年に充実させていくというような方向であれば、その授業の在り方をほかの先生も見学したりして順次改善というんですか、取り組みに着手していくということが可能であったというふうに思うんですが、一斉にこうなるといふふうになると、本当に準備期間というものが短縮されて大変だとは思いますが。この一人一台端末のメリットとして、一人一人のその理解度が、授業中にテストをしなくてもある程度その回答が、一人一人生徒を当てて答えを聞かなくてもその端末で入力することによって先生のところに、うまくいけばですけども、この回答が届いて全体の理解度がつかめるといふふうになるというふうなことも聞いたりするんですが、しかし、それに書いてくれない子どももやっぱり当然何%かは当然あるというふうにも思います。時間が間に合わないとか考え中というふうな、昔からありますけども、そういった点でやはりメリットばかりでもないというふうにも思います。

そうした点を補完していく取り組みというんですかね、授業の場面、場面での対応の仕方というものも研究して身につけていっていただかないといけないというふうに思います。単にこうばら色的なメリットだけが強調されることなく、様々な点での対応の仕方というものについても研究して積み上げられていくべき、また継承されていくべきものというふうにも思っています。一層の指導、助言がやっぱり教育委員会の側にも求められているというふうにも思います。他市町の例なども、一斉スタートという中においても、先進的な取り組みがされている部分については情報を入手したり、研究もしていただけたらというふうにも思ったりしております。こうした点についてはいかがでしょうか。

教 育 長 教育は人なりと先ほども言いましたが、やっぱり人間的な触れ合いが基本にあると思います。今、議員言われたように子どもにとって最善の方策を、他市町、いいところを盗みながら進めていきたいと思っております。

議 長 一般質問の途中ですけども、暫時休憩いたします。
再開は１４時１５分といたします。

◇

休憩 午後 ２時０１分

再開 午後 ２時１４分

◇

議 長 会議を再開いたします。

石野光市議員 第４の項目は、青少年のボランティア活動の推進についてであります。

文部科学省は青少年の奉仕活動、体験活動の推進をいじめ、不登校、ひきこもりなどの予防、克服の面からも図ることを推奨してきたとしています。当町での小中学校の不登校の問題について、近隣の市町との出現率の比較などはどのようになっているのでしょうか。年々変化するものとも思いますが、傾向としてどう把握されているのでしょうか。

学校教育課長 不登校の率ですが、平均が公表されている兵庫県では、平成３０年度においては小学校で０．６５％、中学校で４．３％であり、姫路市は小学校で０．９％、中学校で５．１２％となっています。福崎町では小学校が０．１８％、中学校では３．１５％です。令和元年度の福崎町は、小学校で０．２７％、中学校で３．４９％となっています。傾向として福崎町では令和元年度まで年々若干の増加傾向にあります。これは当町だけでなく、兵庫県内、姫路市とも同様に小中学校に

において不登校人数、率とも年々増加傾向にあります。

当町の特徴としまして、小学校では母子分離不安、学校への行き渋りの児童の微増、中学校では起立性調節障害や睡眠障害といった病気の診断を受ける生徒が増加しています。また、不登校を含めた30日以上欠席の長期欠席児童生徒は、小中学校を合わせますと平成29年度が40名、平成30年度が45名、令和元年度が45名で、ここ数年45名程度になっております。

石野光市議員 先ほどの不登校のは年間50日以上ということの基準でしたでしょうか。

学校教育課長 年間30日以上欠席の長期欠席児童生徒を申し上げたものであります。

石野光市議員 いや、最後のほうは30日以上のことを言われましたけど、不登校は以前二つ基準があって、最近是一本化されているというふうに聞いたりしたんですけども、教育長、その辺、今の不登校の年間日数というのはどういうふうになっているのでしょうか。

教 育 長 県のほうへ報告している分については、30日以上ということで報告しております。ただ、30日以上の中に病気で休んだ30日、それから経済的理由で休んだ30日以上、そして不登校、その他という4項目に分かれています。そして今いろいろ言われているのはその4項目のうちの1項目、不登校でございます。それ以外にその他とか病気とか3項目があるわけで、課長が報告した不登校とひっくるめた30日以上という、そういう報告でございました。

石野光市議員 以前からその30日という基準に満たないけれども、不登校ぎみというふうな子どもの例もよく聞いたりしているんですけども、そうした子どもたちの状況についてはどうでしょうか。

教 育 長 不登校ぎみの生徒については、統計上、上がってきません。30日で切れておるので、関わりとして不登校ぎみの生徒にも関わっておるということで、統計上は上がっておりません。

石野光市議員 全国的に増加傾向で、当町もその傾向にあるということでありまして。子どもたちの置かれている環境も60年、50年ぐらい前とは大きく変わりました。福崎町でも農村地域の家庭では、牛が農耕用に飼われ、子どもはその餌になる草刈りを日常的に行う例や、田植えとなると一家総出で年長の子が下の子を子守するというような例が多くみられました。まき割りなどの家事労働をする子どもが家事を日常的に手伝うケースも見られたようであります。1960年代半ばから農業の機械化が急速に進み、また学歴重視の傾向が進行し、1970年代では家庭で親が子どもに、ほかのことはしないでいいから勉強をきなさいというのが普通のようになったように思われます。家庭でも子どもの遊び方をはじめ、日常生活が大きく変わったこととともに、子どもがひ弱になっているという、もやしっ子というような言葉もあったようであります。

近年、特に日本では、自己責任が押し出され、自己肯定感がもてない、自己肯定感が弱い子ども、成人が増加しているとも言われます。不登校やいじめ、ひきこもりの背景には深刻な問題があると思わざるを得ません。

さて、教育基本法では、第1章、教育の目的及び理念（教育の目的）、第1条、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと定めています。一言で言えば、教育の目的は人格の形成であるということです。競争社会に勝ち抜くこと、敗者にならないことと位置づけないと現実には厳しいものがあるとの声も聞こえてきそうに思われますが、知識や技能だけでなく、ふさわしい常識や情操、連帯感の重要性にも目を向けなければ、状況の改善は望めないようにも思われるのであります。

県では、自然学校、トライやるウィーク、町では独自に地域の歴史に触れる福岡歴史探検隊、体験農園はじめ、ほかにも親子で参加するイベントなどが組み込まれており、プラス効果につながるよう取り組まれていると考えています。今、子どもたちだけでなく全国的に自治会の役員の引き受け手がなく、自治会が崩壊する例が都会ではなく、農村集落でも生まれていると報じられています。

近年の国際比較ではボランティア活動、例えば身近なごみ拾いなどを含め、日常的な活動参加が低い国ほど政治参加、投票率も低い傾向が見られると言われ、日本はその好ましくない順位の位置づけにあるとのこととあります。家庭でのレクリエーション行事として、子どもの体力に見合った登山が推奨されている記事もありました。達成感や家族の絆という面でもプラス効果が期待できるとのこととあります。今年はコロナ禍で中止となりましたが、自然歩道を歩こう大会も同様の機会として提供されてきたと思います。さらに町としてどのように取り組めばいいのかという点で、やはり家庭での保護者への適切な啓発こそがひきこもりや不登校、いじめを防ぐ方向につながるようにも思われます。

以前から、過保護も放任も、もちろん虐待も問題視されてきましたが、社会のゆがみを子どもが鏡のように反映するという言葉があるように、問題が顕在化しているケースだけでなく、全体の傾向というものにも目を向けて分析する必要があるようにも考えるものですが、いかがでしょうか。

教 育 長 不登校、ひきこもり等のその原因について、町としての取り組みということだと思んですが、不登校の原因は、よく言われておるんですが、本人にも分からないものであり、全ての不登校生に通じる解決策、これは見当たらないのが現状です。不登校は誰にでも起こることであり、個人ごとに全て原因が異なります。不登校で一番悩み、もがき、苦しんでいるのは本人です。議員の言われるように家庭での保護者への適切な啓発が大切です。ただ、不登校の原因や対処を個人や家庭だけの責任にすることは避けなければならないと考えております。保護者だけでなく、教職員、学校全体、教育委員会、関係機関の連携が不登校の解決につながると思っております。

要因の一つに、昨今のスマホの普及による青少年の健全な育成に妨げとなるネット等の情報、またSNS上での不適切な情報や交流、またゲーム等への依存など、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に悪影響を与えるケースも増えてきています。大切にしたいのは、子どもや教職員はもちろん、地域の人など皆が人ごととして考えず、特に学級集団や仲間を中心に一人の痛みや辛さやみんなが共有、共感し、明るい展望を持てる仲間づくりが大切だと考えています。また、学校だけでは対処しきれない課題も多々あり、地域や関係機関の方々など社会全体で育てていかなければならないと思っています。何よりも教員の日頃の地道な取り組みと関わりこそが一人の悩んでいる不登校生の心にともしびを与える方策だと考えております。

石野光市議員 本当に容易でない問題だとは思いますが。本当に兆しというのか、傾向が見られる時期というのが本当に大切な時期かとも思います。本当にそのなかなか苦勞の多いというのか難しい問題でもあるようですが、それだけに精力的な日頃からの分析でありますとか、関わり方等についてさらにご精励を願うということになるかとも思います。様々なそこから要望というものがあれば、またいろいろと反映し、くみ上げていく努力も必要かとも思います。

学校の敷地内や安全な区画での花壇の管理を各学校の児童生徒に委ねることも、条件が合えば検討してもいいのではないかというふうに考えます。自分が活動体験したことが成果として他人にも評価される経験というものは、こうした問題に

についても効果が期待できるのではないかと考えたりもします。規模は小さくとも条件のあるところ、例えば小中学校の周辺等、敷地内等も含め花壇を設けて管理していくことについても、当町では年3回配布しているパンジー、サルビア、ハボタンなども活用できる条件もあって、こうしたことについて検討することについてはいかがでしょうか。これ以外にも様々な手だてが検討されることを願うものですが、いかがでしょうか。

教 育 長 議員の言われている小さな体験活動やボランティア活動など、他人から評価される経験は非常に大切であると、指摘されているとおりだと考えております。年3回の苗の配布は学校用務員が移植し、水やりなどで環境整備を現在行っております。子どもたちの自己有用感、自尊感情、その醸成を学校教育でも道徳や特別活動を中心に強く求められているところです。

その一環として当町では、ボランティア活動にも力を入れています。例えば福崎西中学校では西の日活動として、毎月語呂合わせで24日を西の日として地域や通学路のごみ拾い、清掃活動などに取り組んでおります。同じ取り組みが福崎小学校では福の日活動として、毎月29日、福の日に実施しています。高岡小学校では、地域の高齢者の方への年賀状の配布を行っています。今年度はコロナ感染防止で実施していませんが、老人ホームへの慰問、高齢者へクリスマスカードなどを届けている小学校もあります。また、高齢者や福祉施設との交流、夏祭りと体育大会、運動会、学校の音楽会なども行っています。家庭教育学級の一環で子ども、保護者、外部団体と共にごみ拾いなどの環境美化に取り組んでいる学校もあります。自然災害に遭われた地域への各種の募金活動も実施している学校もあります。今後も自尊感情や自己有用感の育成のためにも、議員の言われるようなボランティア活動の推進に当たり、様々な手だてを検討していきたいと思っております。

石野光市議員 本当に各学校の現場の先生方のご意見もよく聴取していただいて、さらにそうした面での充実が図られて、子どもたちが学校の勉強だけでなく、様々な生活場面において自己肯定感でありますとか自己有用性というものを認識、体感、実感できるような取り組みについてもさらにご精励いただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、明日9月25日金曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時32分